

平成29年第3回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(9月13日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
高田豊繁君	6
沖野一雄君	17
川村武俊君	29
町 俊策君	38
議案第37号 与論町いじめ問題調査委員会条例の件	42
議案第38号 与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	43
議案第39号 平成29年度与論町一般会計補正予算(第3号)	44
議案第40号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	49
議案第41号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	51
議案第42号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)	52
議案第43号 平成29年度与論町水道事業会計補正予算(第1号)	53
議案第44号 平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	55
議案第45号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について	58
諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	59
承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (平成29年度与論町一般会計補正予算(第2号))	62
認定第 2号 平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	63
認定第 3号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計(事業勘定) 歳入歳出決算認定について	65
認定第 4号 平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	66

認定第 5号	平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	66
認定第 6号	平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	68
認定第 7号	平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	68
認定第 8号	平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	69
	特別委員会設置及び委員の選任について	69
同意第10号	教育長の任命について	70
散 会		71

第2日（9月22日）

議案第37号	与論町いじめ問題調査委員会条例	77
議案第38号	与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	77
議案第46号	平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）	79
認定第 2号	平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について	81
認定第 3号	平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	81
認定第 4号	平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	81
認定第 5号	平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	81
認定第 6号	平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	81
認定第 7号	平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	81
認定第 8号	平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について	81
陳情第 5号	高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）	85
発議第 1号	高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議（高田豊繁ほか2人提出）	87
議員派遣の件		89
閉会中の継続審査・調査について		89
閉 会		90

平成29年第3回(9月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
9月13日	水	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議) 平成28年度事業箇所調査
9月14日	木	決算審査特別委員会
9月15日	金	決算審査特別委員会 常任委員会
9月16日	土	休日
9月17日	日	休日
9月18日	月	休日(敬老の日)
9月19日	火	
9月20日	水	新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会 全員協議会 決算審査特別委員会
9月21日	木	常任委員会
9月22日	金	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

平成29年第3回与論町議会定例会

第 1 日

平成29年9月13日

平成29年第3回与論町議会定例会会議録
平成29年9月13日（水曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第37号 与論町いじめ問題調査委員会条例の件

第6 議案第38号 与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

第7 議案第39号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第3号）

第8 議案第40号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

第9 議案第41号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第10 議案第42号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）

第11 議案第43号 平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

第12 議案第44号 平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第13 議案第45号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（竹真弓）

第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号））

第16 認定第2号 平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

第17 認定第3号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

第18 認定第4号 平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

第19 認定第5号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第20 認定第6号 平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第21 認定第7号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

第22 認定第 8号 平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

第23 特別委員会設置及び委員の選任について

第24 同意第10号 教育長の任命について

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 武東真奈美君	税務課長 徳田康悦君
町民福祉課長 田畑文成君	環境課長 田畑博徳君
農業委員会事務局長 野口芳徳君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 大角周治君
教育委員会事務局長 田畑豊範君	教育委員会生涯学習課主幹兼係長 大馬福徳君
水道課長 竹田平一郎君	与論こども園長 富千加代君
茶花こども園長 阿多とみ子君	那間こども園長 池畑あけみ君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君	書記 喜村一隆君
------------	----------

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、平成29年第3回与論町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番沖野一雄君、6番町 俊策君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月22日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては、配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成28年度与論町健全化判断比率の報告、平成28年度与論町公営企業資金不足比率の報告、与論空港株式会社の事業計画及び決算に関する書類が提出されていますので、御一読ください。

また、町監査委員から平成29年8月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、6月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第124号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

それでは、台風も近づいておりますが、先般通告いたしました質問通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

1 干害対策について

- (1) さとうきびの干害対策として、糖業振興会のかん水機材等の充実を図る考えはないか。
- (2) 今夏のような干ばつ被害発生時には、用水池等からの用水使用料をさらに軽減する必要があると痛感されるが、その考えはないか。
- (3) 営農生産性の向上や干害対策及び省力化を図る一策として、既存の地表配水方式から地中埋設配水方式へ転換する整備事業等の推進を図る考えはないか。

2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用について

- (1) 地方創生の取組の実効性を高めるために、平成28年度税制改正において創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し、積極的に企業に寄附を働きかける考えはないか。

3 防風林用地の取得について

- (1) 寺崎墓地周辺の土地の現所有者への所有権移転登記が完了しているが、この土地を防風林用地として町で買収し、県の保安林整備事業を導入する考えはないか。

4 各種インフラの緊急的整備について

- (1) M I P（最重要人物）の訪問に備え、道路区画線や路面の補修等、必要インフラの早急なる整備を図る考えはないか。

以上6点について、お伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速お答えいたします。

まず最初に干害対策につきまして、かん水機材等の充実を図る考えはないかという御質問でございます。

お答え申し上げます。

現在、与論島製糖（株）の車両を4台使用して、内2台は散水ポンプ付きの車両を糖業振興会で2人雇用して散水を行っており、あと2台は、農家へ貸し出しをしてかん水を行っています。

しかし、申込みに対して追いついていないのが現状です。

御指摘のかん水機材の充実ですが、国・県の事業を利用して散水ポンプを2台要望しているところです。

続きまして、用水使用料の軽減を図る考えはないかということです。

用水池の使用料金につきましては、主にさとうきび栽培農家に対して、11組織の水管理組合へ組合規定の水使用料金の半額を糖業振興会で助成を行う旨を通知しております。さらに、組合によっては今期だけ水利用料金の半額値下げをして、水利用を促進しております。

また、コイン給水機についても、16カ所で無料開放を行っており、かん水対策に努めております。

次に、地表配水方式から地中埋設配水方式へ転換する考えはないかということですが、現在使用している地表配管方式の散水器具は国・県の補助事業により導入しているため、地中埋設方式へ転換する事業の導入につきましては、機材の耐用年数の15年が経過した段階で関係機関と協議のうえ、塩害や土壌からの腐食等による外的要因があれば事業の導入の検討をしていきたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税を活用して寄附を働きかける考えはないかということです。

企業版ふるさと納税制度については、自治体の地方創生事業を民間企業が後押しする目的で、平成28年度税制改正され制度創設されております。本制度は、自治体の地域再生計画の作成に基づき、内閣府において事業の認定・公表することにより、事業費の範囲内で寄附の受け入れが可能となります。企業においては、税負担の軽減措置ができますが、返礼品などの恩恵がないため、現在のところ、全国的に制度利用が振るわない状況となっております。

本町としては、制度活用において消極的になっている状況です。企業版ふるさと納税制度の活用については、個人向けふるさと納税の拡充を図りながら、今後制度

導入を検討してまいります。

次、寺崎墓地周辺の土地を買収して、県の保安林整備事業を導入する考えはないかという御質問です。

保安林の森林所有者は、事業終了後も恒久的に保安林の指定目的を達成するために森林施業等を確保することが求められることから、森林の施業計画を実行している町が最適であると考えております。

したがって、寺崎墓地周辺の土地の買収ができる状況であれば予算措置をして保安林用地として買収していきたいと考えています。

また、現状としては墓地から海岸までの距離が短く保安林地帯20メートルが確保できないため、墓地組合とも協議して、墓地の一部移転ができないか検討し、事業申請できないか慎重に進めていきたいと考えております。

次に、M I Pの訪問に備えてインフラの整備を図る考えはないかということです。

行幸啓につきましては、宮内庁の正式発表が10月中旬に行われることとなっているようです。現段階では、本町への御訪問に際しての日程及び時間、順路等について未定となっている状況です。

しかしながら、地元対応に遅れが生じないように、県から情報収集を行いながら必要インフラの整備を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、ただいま町長の御答弁をいただきましたが、追加的、補足的に進めてまいりたいと思います。

実は、与論空港ができて、昭和51年に開港していますが、それ以来、航空気象観測所が設置されて、名瀬測候所の管轄でデータが取られているのですが、特に、私は今回、一番厳しいのは7月、8月のさとうきびの春植えもそうですが、6月までは、なんとか梅雨でしのげるのですが、7月、8月を重点的に考える必要があると思うのです。

一応データを集約してまいりましたが、昭和53年から、これは7月、8月だけの雨量です。7月、8月だけの雨量を、約40カ年で割ってみますと、平均のアベレージラインというのが273ミリなのです。7月、8月だけですね。

ところが、これが7年から8年、あるいは10年というスパンで、ものすごく渇水の年がくるのですが、近年は皆さんも御存じですが、平成17年から17、21、25、29という4年スパンで右肩上がり渇水の症状が続いてきているのです。

もちろん、これまでも厳しいことは厳しかったのですが、7月、8月の渇水期に対して本当に真摯な姿で向き合わないといけないということが出てまいりまして、

これは注意喚起をしつつ、私どもは対策を講じていく必要があるのではないかと。

9月になると、なんとか大量とはいわないまでも台風の関係で降雨が望めるという状況にありまして、なんとか7月、8月をしのご必要があると思うのです。

実は、さとうきびが乾燥負けをするのも、与論島一円ではないのです。先月末に沖縄に所管事務調査でお伺いしましたところ、南部に行ったのですが、全く南部のさとうきびは影響を受けてないと、青々しているのです。

皆様方御存じのことだと思いますが、与論島にもムーミントウという所がありますね。97高地といいまして、NHKのテレビ塔が建っている付近はムーミントウといいまして、あの辺が非常に与論で土質が古いそうなのですが、このように層があるのです。これが、いわゆるムーミントウという地区なのですが、これから立長、ピャヌパンタ、それから東区の一部です。この立長層にかけては、それから緑ゾーンも立長層なので、ここは7月、8月干ばつがきても、ほとんど影響を受けない。ところが、この紫色の那間層ですが、この一帯は干ばつに弱い地区なのです。だから、この付近を重点的に、やっぱり今後対策をしていかないといけないというのがあります。ここに南海日々新聞の記事の中に、先ほどの答弁の中にもあったのですが、4台今稼働しているのですが、2台が高圧ポンプを使いまして、2台は普通の弱いポンプを付けたのがありますが、これは南海日々新聞ですが、「小雨傾向を受け、与論町では7月24日、干ばつ被害対策本部を設け、農家には、ほ場用の散水を入れてあげている」と、町産業振興課や与論島製糖の担当者によると、「島内では現在散水車2台に加えて、タンク車の2台が毎日フル活用している。」その申込みは、100件に達しており、今月10日の締め切り後も希望者から連絡があるという、同社事業部のUさんは、「干ばつの被害が出やすい春植えのほ場などを優先的に散水しているが、散水車2台では追いつかない状況にある。水をまいている畑と、そうでない畑のさとうきびの成育には、明らかな差が見られるようになっていく」と話しています。

先ほども答弁にもあったのですが、この施設設備の増をしたいということで考えていらっしゃるということで、大変良いことなのですが、仮に、ちょっと試算をしてみるのですが、100ヘクタールに10日換算で5ミリぐらいの水を1日12回ぐらい出動するとしたら、100ヘクタールを10日で割りますと、10ヘクタールで、これに5ミリ換算しますと、1日当たり500トンの散水が必要になるのですが、これを今の4トン車で割りますと、125回の出動が必要になるのです。1日当たり125回出動しないと、10日換算の5ミリ散水ができないと、このような要領になるのです。

そうすると、今出ているのは、せいぜい1台当たり12回から15回ぐらい出動

しているそうです。そうすると、最大みても30回、それに2台のタンク車で、あと5回ずつすると40回です。さっきの125回と、その40回と比べると、明らかに差がはっきり見えてくるのです。ですから、今の40回を倍にしても80回しか散水できないと。だから、欲を言うというか、理想的な最低限の量ですから、3倍ぐらいの能力がないととてもじゃないけれども、100ヘクタールの畑に対する散水はできないということです。

先ほどの答弁にもあったのですが、国・県の事業を利用して散水ポンプを2台要望しているとのことですが、この内容を産業振興課長ちょっと教えてもらえますか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の質問にお答えしたいと思います。

さとうきび増産基金というのが国の事業でもありまして、さとうきび増産基金は、台風や干ばつ、病害虫などの自然災害が多発し、不作が続いていることを踏まえて、平成27年度から突発的な自然災害に対応するためのセーフティーネット型の基金へと変更しており、現在8月1日付けで徳之島、沖永良部、与論、この3島につきましては、干ばつの関係で増産基金が発動されました関係もございまして、この答弁書にもあるとおり、大型消防用ポンプをお願いしているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 平成11年度からあったということですが、先ほどのデータからしますと、大変スパンが短くなって、そういう渇水の状況があるということで、これは大々的にお願いしていただきたいのですが、今の消防のこれは多分トーチの機械だと思うのですが、あれは毎分900から1トンぐらいの水を出せる高圧ポンプで、放水距離も40メートル近くぐらい飛ばすのですが、こういったのも対象になるのですか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 御指摘のとおりトーチの会社をお願いをしているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 人員も整わないと、なかなか水をかけるというのは難しいのでしょうが、それから車両、それからタンク、そういったのを1台は、できれば大きいのが必要だと思います。

これと平行して、町長は糖業振興会の会長でもございますので、やはり国・県だけの補助金がこないから、これは事業できないのだという結果にもっていかないで、そういったものが難しければ町単でも、この高圧ポンプは設置する必要があると

思います。

先ほど申しましたように、125回に対して40回程度ですので、これは当然能力の差というのは、これは歴然としているのです。それと高圧という機械は非常に壊れやすいところもあるのです。そういった面で機材が壊れたり、また老朽化したときに、トラブルが発生した場合には、即座に代替えの機械を乗せ替える必要もございまして、そこらへんは十分に事務方と話し合いをしていただきまして、生産対策本部とも協議をしていただき、予備の機材も整える必要もございまして、この点は、十分に町長のほうでリーダーシップをとっていただき、お願いをしたいと、このように思っています。町長、ひとつ御答弁をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 近年の干ばつについては、本当に私も大変頭を悩ましていますが、今おっしゃるように、まず散水ができるポンプを導入するということが大事ですが、おっしゃるようにタンク等を車に積んで運搬して行って、各農家で散水できるように、そういう担当の準備とか、糖業振興会としましても、そういうようなことを検討していきたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） こういう時代になってきているのです。地球温暖化等の影響もあるかと思いますが、毎年干ばつが起きてから同じようなことを論議するのではなくて、やはりそういうのはあるものだとすることを想定していただき、その体制づくりをしっかりとしていただきたいと、農家はそれを期待しているわけですので、ひとつよろしくお願いたしたいと思えます。

それと、先ほど用水使用料の単価については、御答弁がありましたので、この分については、先ほどの内容で十分だと思いますので割愛させていただきたいと思えます。

それから、その次の3点目の干害対策についての地表配水方式、水を配る配水方式です。これは本当は、農水省の基本は固定式が補助の基準なのですが、これをどうして与論町はこうなってきたかというのは、これは決して行政の責任ではなくて、コスト高による負担、受益者負担が高くなるということもございまして、これは農家の選択による結果ですので、これは決して行政側の責任になるわけではないので、この点は強く申し上げておきたいのですが、やはりやってみなくちゃわからないと、シリバドゥワカユールと、与論の言葉で言うとおりに、やってみる前は夢に描いたような感じで完成できるものだとイメージするのですが、実際この作業をやってみると、ホースを引っ張ったり、スプリンクラーを設置するまでの作業、それから撤去をして、収めるまでに油を差したりとか。私、今回の奄美群島市町村議会議員大会

で、ある教授が大島郡には台風はこないだよという、これは少しおもしろみも含めて言われたかなと思うのですが、そういう台風の進路が本土にいたり、中国本土にいたりという状態が、もうずっと続いているのです。今回も結局中国にいつてから、またUターンして鹿児島に行くような、こういうコースですよ、こういうスタイルです。そういうものですから、きそうだなと思って天を見ても、なかなかこない、そういうことで、私3反歩のデータをとって見たのですが、スプリンクラーを設置して、ホースははずれる、スプリンクラーはひっくり返るということで、スプリンクラーが非常に重いのです。毎分20リッターか25リッターぐらい出るスプリンクラーは軽いのですが、60リッターとか80リッター出るスプリンクラーというのは、重量が30キロを超えるのです。

そういうことで、65歳以上の高齢者とか女性の方々の農家、与論島の農家人口というのは1,200人ぐらいあるのですが、高齢者と女性の方々の労働人口を合わせると75%ぐらいの方々が、それに該当するのです。ですから、確かに湯水ではあるのだが、やりたくても家に装備があったにしてもできないという方々が大半ではなかろうかと。自分でやってみて、そういうふうに非常に感じました。3反歩でスプリンクラーを4本ぐらい立てるのですが、これは3反歩で12時間ぐらいかかります。設置してから撤去して、倉庫に入れて整理するまで。

そういったことで、天を見ながら今日は降るか、明日は降るかということで見ると、先ほどの教授の話もあったものですから、私今回は、特にデータを取るようにしたのですが、それからしますと、固定式というのは地中埋設ですから、畑の下に大体60センチ下のほうから配管を通して、そこに自立型で、これは前浜で今やっていますが、そういう方式を本当にしていただきたいということです。

今、朝戸のほうで測量をはじめて、新規地区をやろうということで、県の測量が発注されているようですが、ぜひ農業用水の計画も同時進行型で整備していただいて、特に、朝戸の地区は水に弱い地区ですので、吉田昭久さんの土地一帯とか、林のぶゆきさんの土地の一帯は、非常に干ばつに弱い地域ですから、そこらへんは、水の手立ても考えながらやっていただけないかと思います。

そういうことで、どうしてもさとうきびですが、牛の飼料畑も増えてきている関係で、さとうきび畑の面積が非常に小さくなって、縮減されてきているのですが、飼料畑も7月から以降は、非常に厳しい状態だったのですが、幸いなことに6月までの雨量があったものですから、ラッピングしてストックした牛の飼料があったので、なんとかうまい具合にできたのではないかなと思います。残された手立てというのは、やはり1反歩当たりのさとうきびの増収、反収を上げるしかないのではないかなと思いますので、水をなんとかするという事しか考えられないのではないかな

と思いますので、この点はひとつ御理解いただきまして、今後糖業振興会を中心に、このさとうきびの増産対策ができますように提言したいと思います。

町長ひとつお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、本当に地表の配水方式では、区画を移動させたり、あるいはスプリンクラーを設置したりということで、大変労力が要るものですから、なかなか散水をしてもらえないということがあります。

高田議員もおっしゃったように設置料金と、それから労働力の関係で、いろいろ2つを比べながら、各地区ごとに農家の意向等も勘案しながら、検討してまいりたいと思いますが、できるだけ地中埋設方式にいけるように、町としても推進をしていければと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ありがとうございます。ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次に企業版のふるさと納税の活用についてですが、先ほど「個人向けふるさと納税の拡充を図りながら、今後制度導入を検討してまいります」という答弁で、その中で、返礼品などの恩恵がないため、現在のところ全国的に制度利用が振るわない状況となっていると。この返礼品の恩恵がないため振るわないという表現は、僕はこれは全く正しくないと思うのです。

個人向けは、確かにそういった中身もなんですが、企業に返礼品をすると、会計的に処理をしないといけないということもございまして、それが原因ということではないと思います。ちょっと答弁が、やや消極的、ちょっと積極的でないような気も、見受けるのです。

それと、お伺いしますが、「内閣府において事業の認定・公表することによって、事業費の範囲内で寄附の受け入れが可能となります」とありますが、与論町の総合戦略、これは内閣府の認定を受けているのでしょうか。総務企画課長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 地方版総合戦略につきましては、内閣府にあげてはいますけど、企業版ふるさと納税を与論町がしようとした場合に、そういった地方版総合戦略にある事業を、またさらに申請・公表していく必要があります。

少し個人向けとは違いまして、国が関わって、その事業が本当に必要なのかとか、いろいろな認定作業があります。

今、これは報道でもいろいろ出ていますが、個人向けのふるさと納税については、現在2800億円ぐらいということで、全国的にはいわれていまして、企業版のほ

うが約7億円、昨年度のデータなのですが、そういったところで新聞の中でも企業版が低調になっていると、その理由としては、そういった返礼品ができないというのは、1つは官民の癒着関係とか、そういったこともちょっとあるのかなとは思ったりはしてはしまして、かなりの差があります。

ということで、近隣市町村の状況を聞いて、瀬戸内町とかがやっているのですが、なかなか振るわないということで、それは結局事業を決めて、それに対して1社ぐらいは寄附をしてもらえないと、その事業ができないということで、それを先に決めないと、どこかに企画立案をして、こういうことをやりたいんですけど寄附をお願いします、というところが1つでも企業がないと、まずできないというのもあり、最初に拡大していくときに返礼品とか、そういった恩恵がないということで、なかなか進まないというのが現状のようです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） これまでの法人版も個人版もあったわけですよ、これまでです。そうしますと、法人がされた分については、損金という形で会社の経理上は受益の対象からはずすということで処理をしてきて、これまでも与論町にも幾分か入っていますよね。法人版の企業からのふるさと寄附金というのは入っているでしょう。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御質問の企業版ふるさと納税については、1件も入ってないです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 企業版ふるさと納税というか、企業からのふるさと寄附金というのは入ってないですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 企業という名前を使って、個人で寄附をされている形ではあります。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） わかりました。

実は、これも8月17日の南日本新聞ですが、この中で、ずば抜けている、ふるさと納税のところでは2016年、与論町の場合は、28年度888万1000円ですよ。

そうすると、私どもは一昨年大崎町に所管事務調査で行きましたが、これも今は16億円ぐらいだと、志布志市が22億円ぐらいです。先ほど、瀬戸内町の話もありましたが、9943万3000円ということで、徳之島町が1億3000万円で

す。徳之島町と瀬戸内町がふるさと納税の優です。和泊町は1500万円ぐらいということで、やはりまだ少ないということもあります。ふるさと納税が28年度に制度拡充されたというのは、これまでのふるさと納税が100%だとしますと、仮に100万円寄附するとしたら、従来は30%分しか損金として計上できなかったのです。今回の28年度制度拡充では、寄附金額のうち更に3割を税金で控除しますよということで、企業のキャッシュ持ち出しは4割で済みますよということになってきていまして、そのためには、先ほどもありましたように、内閣府の戦略、計画、地方創生計画を立てていることが条件ですよと言っていますが、僕は、これで十分だと認識しているのですが、これは国の認定を受けた戦略ですよ、違いますか。これとは別にありますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） それに基づいた別途の申請と内閣府の公表が必要になるということです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そうしますと、これに則した形ですよ。それから、副町長が提案したのですが、役場跡地の利用計画が立案した場合、その財源的な基金にするとか、いわゆる寄附する企業が、それだったら寄附しないといけないという気になれるようなものをつくっていかなくてはいけないと思うのです。

こういった制度が、まだ十分に熟知されていない。プロモーションをされてないところがあると思うのです。そういうことで、今後やはり積極的に、こういった他市町村との差をもっと縮めたり、財源を、これから大きな事業を控えているのですから、財源を確保しないことには、先ほどの干ばつ対策もそうなのですが、これから大きな庁舎の建設もありますし、いろいろな意味で財源が必要だと思いますので、法人、あるいは企業が、これは応援しなければいけないという、そういったものを積極的にもって行って、応援意識の増額に邁進する必要があると思うのです。

私は、この教育委員会がつくられた「与論島 島留学」というパンフレットがありますが、早速中学校にも岡山から家族で来られている方が、その方と一緒に話をいろいろさせてもらったのですが、こういった魅力的なパンフレットをつくり、しっかりした計画も組み入れて、こういうことで私どもはお願いをしたいということでやっていく必要があると思うのです。

町長も議会議員も、トップセールスマンであるということをよく聞きますが、そういうのが必要だと思いますので、私どももまたひとつ、行政任せにするのではなく、与論会とか企業とか、そういう特に接点が多い、私どもの福地議長などは特に接点が多い議長ですが、そういったことで、このふるさと納税企業版の、そういっ

たことが必要だと思いますが、こういったものがあれば非常にやりやすいなと思いますので、教育委員会から知恵をいただきながら頑張っていたきたいなど、沖島課長、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ありがとうございます。

なかなか、いろいろな公共事業が今後たくさん出てくるということで、どうやって歳入確保をしていくかというところが一番頭の痛いところで、交付税も少し減額傾向にありまして、そういった中で少子高齢化に伴う扶助費が増高しているということや、今後のいろいろな公共工事を考えたときに、本当に大丈夫かなと思うぐらい心配しているところですが、最大限ふるさと納税も活用しながら取り組んでまいりたいと思ひます。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 企業版のふるさと納税につきましては、以上で終わりたいと思ひます。

次に、保安林のことについて、町長に御説明をしておかなければいけないと思ひまして、町島課長は、もう十分にわかっておられるのですが、このふるさと納税について、寺崎墓地周辺のことについて、向こうに墓地を持っておられる方々も、この中に何人かおられるかもしれないのですが、実は、これを御覧になるとわかりますが、「めがね」の撮影があったトウマイの海岸がここで、寺崎海岸がここですが、これが町道の寺崎朝戸線、竹下徹先生の所からくる道ですよね。それと、この真ん中のほうに寺崎墓地があります。先ほどの答弁で、この幅が20メートルぐらい足りないから防風林整備はちょっと難しいところがあるということもございました。それは一応、どの幅で、複合的な幅でできないかどうかも含めて、ここは要課題だと思ひます。

今回、私が挙げていますのは、この黄色で囲まれた部分が現在の地権者の名義でない状況にあったのですが、今回この6,243平米が徳田という方に、現在の所有者の方に所有権移転登記が7月の時点で終わっています。

そういうことで、まず一応この土地は買収してもいいよという話もされていますので、これを買うことによって、この墓地のちょっとした拡張も、地元としては、そういう声もちらほら聞こえるのですが、そういうことも可能になってまいりますので、個人的には売りたいくないと、いわゆる墓地組合の方々に、個人的には譲渡をしたくないという意向のようですので、町がいったん買って、あとは臨機応変に活用すればいいのではないかと思ひます。

あと1つ保安林、県に指定を受けている土地もここにあります、一気にはで

きないと思いますので、片方から所有して、墓地の問題、防風林の問題を解決していただくしかないのではないかと思います。

先ほどの内容で十分ではありますが、町長に、この場所、こういう範囲ですよというのをわかりいただくために今示しているところです。ひとつよろしく願いいたしたいと思います。これについては、御答弁は結構です。

それから、急きよ11月の中旬あたりに決定したというM I Pの訪問なのですが、いろいろまだコースが教えられないという公的なスケジュール、行幸のコースもまだ分からないというのが公式なコメントでございまして、やや心もとないような感じではあるのですが、先ほど御答弁にございましたように、大変逼迫した状況になるかと思いますが、予算の計上もしてライン整備ぐらいはできるようにする必要があるのではないかと思います。

今、横断歩道、停止線、それから横断歩道があるよという予告線、予告のマークは、そういった規制は公安委員会ではできないので、県あるいは町ができるのは、路側帯、センターライン、警告ライン、そういうのは道路管理者ができるのですが、公安委員会サイドはやっているようなのです。ところが、警察関係に聞いてもコースについては、まだ判然としないところがあるからということですが、そういったのがわかり次第やる必要もございまして、そうでなくても消えている所については、やる必要もあるかと思えます。線は引いてあったけど、電話線の関係とか、それから水道管の関係とか、そういう関係で掘り起こしをしたのが何箇所かございますので、そういったところもチェックをして、兼ねてからマークをして、そこらへの整備がすぐできるような体制を、ひとつやるべきではないかと思います。

このことについては、後で町議員からも詳しく質問があろうかと思えますので、私は割愛させていただきまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、2番、沖野一雄君の発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私のほうからは、質問事項を2つ掲げてございます。

1 定住化促進対策について

- (1) 観光産業や畜産業に牽引されて本町経済が好転しつつある現在、転入及び定住化対策を加速することで人口減少に歯止めをかける大きなチャンスを迎えている。島内若者世代の住宅ニーズ対策はもとより、Iターン・Uターン希望者の受け皿となる空き家等の利活用が重要な対策の1つと考え

るが、その現状と課題について、町長はどのような認識をし、今後具体的な対策をどう講じていく考えであるか。

2 防衛省・自衛隊との連携強化について

- (1) 我が国周辺の安全保障上の危機の高まりを背景に、国境に近い離島防衛の重要性が強く指摘されている。南西諸島のほぼ中心に位置する本町に防衛省・自衛隊関連の小規模な施設等の誘致を進めることで、大規模災害等に対する危機管理体制の強化に加え、町の振興に新たな波及効果が期待されると考えるが、町長はどのように認識し、どう考えているか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず1点目の空き家等の利活用の現状と課題、そして、今後の対策について、どう考えているかということですが、お答えを申し上げます。

町内の若者世代やIターン・Uターン希望者の住宅ニーズが高まっている現状について認識しているところです。このような状況を踏まえつつ、本町総合戦略に基づいた地方創生事業の主要施策の事業の1つである空き家対策事業を平成28年度に実施しております。本町の空き家の現状把握のためアンケート調査や外観調査を実施した結果、外観調査で140件、アンケート調査において「貸すことができる空き家」が11件という結果でありました。平成28年度においては、補助金要綱を制定し、空き家のリフォーム募集を行いました。希望者が少なく、結果的にリフォームを実施した空き家は1件でありました。

今後の空き家等の利活用の促進を図る方策として、補助金制度の拡充や空き家所有者への個別的な事業推進を図りながら、引き続き人口減少に歯止めをかける住宅ニーズ対策に努めてまいりたいと存じます。

次に、防衛省・自衛隊との連携強化についてでございます。

防衛省・自衛隊関連の施設があることで外海離島である本町においては、大規模災害等に対する危機管理体制の強化を図ることや人口対策、地域経済への波及効果も大きく期待されるものだと考えます。しかしながら、小規模施設等の誘致につきましては、現在、近隣の沖縄県や奄美大島での自衛隊配備計画が進められている中において、本町への施設新設の必要性はもとより、南西諸島の防衛面から求められる任務と、施設誘致への諸条件、さらに地元住民の合意形成などが特に求められることだと考えます。現状のところ、本町における自衛隊訓練等への協力や情報提供を継続しながら、大規模災害等に対する救援体制についても連携が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） まず1番目から、定住化促進について申し上げてみたいと思います。私がなぜ定住化対策が重要なテーマなのかということでもとり上げた理由は、町のほうでも執行部のほうでも、先ほども出ましたが、地方版の地方創生総合戦略ということで、町もビジョンをまとめているのです。その中にありますが、与論の人口の将来、今後というのを改めて確認してみますと、国の外郭機関、国立社会保障・人口問題研究所というところがありますが、その推計数値というのが出ています。今、2017年、今から13年後の2030年頃には、人口は約4,100人ぐらいになると、平成27年の国勢調査では5,190人ということですが、13年後には4,100人ぐらいになるのではないかという見通し。それから、2050年になると、3,000人ぐらいだろうと。そして、さらに2060年、今から43年後ですが、大体今のちょうど半分の2,500人ぐらいになるのではないかという予測が出ています。

非常に、これはこのままでいくと、何も大した手立てをしないと大変なことになると。それは少ないほうが、メリットというのも出てくることは事実ですが、トータルで考えたときに、人口減少することによって、特に若い働き世代の生産年齢人口の減少というのは、島内経済の全体のパイというのが小さくなっていくので、まちがますます過疎化、疲弊化が進んでいくということになる。いわば負のスパイラル、悪循環に陥る危険性が非常に高いのです。

そういう意味で、町の総合戦略にも載っていますが、出生率、今2.1になっているか、ならないかぐらいの数字だと思うのですが、合計特殊出生率を維持していく、あるいは更に向上していく。そういうことが大事であるし、与論から転出して出ていく、与論には暮らさないということでも出て行く方々をしっかりと抑えていくと、抑制していく。

そして、3番目にはIターンとかUターンとか、そういった島外の方々を呼び込んでいく。例えば与論高校、中学校、そういうところに島内留学という形で呼び込んでいくというのも現在頑張っているらしいんですが、そういった策ももう少し力を入れていきたいということです。

もとより定住化の促進対策というのは、魅力のある島でないと来ないので、与論に住みたいという方々に選ばれる島、ああ魅力的な島だなと思われるようにしなくちゃいけないのです。そういう意味で、忘れてはならないのは、やはり我々の立地条件、外海離島ですが、美しい海を中心とした自然、それから気候、温かい人情、そういったものをベースにしながら、働き口の確保とか、居住環境の改善、そういったことによって暮らしやすいまちづくりを進めながら本町の魅力を広く発信していくということが大事だと思うのです。

先ほどの御答弁をお聞きしますと、もう少し力を入れていただきたいなということで、実績も空き家のリフォームが1件だけありましたよという内容で少しさびしい気がします。この空き家の問題は、改めて町長に御認識いただきたいのは、これからもっと増えていくのです。現状維持ではないのです。

先ほどの答弁の中に、外観調査によって140件あるということですよ、外から見て、これはかなり古くて危ない、あるいは人が住めるような状態ではないと、空き家だと外から見て判断した家だけでも140件あるのです。それは今から減ることはありません。必ず増えていきます。これが例えば、200件とか300件とか、近い将来にそうなった場合に、与論島に行ったら草がぼうぼう生えて、ネズミとか猫とかが行き来しているような家がたくさんあったということになると、非常に過疎化というか、そういうことがまた一段と進んでいくのです。そういった意味で、もっと危機感をもたなくてはいけないと、私が考えていることです。

背景を考えてみますと、なぜこういった空き家が増えていくのかという背景を考えると、やはり今の核家族化の進行とか、親が亡くなったとか、高齢者がだんだん増えてきて、要介護の方々が増えてきて、高齢者施設、介護施設とか、そういったところに転居してします。そのことによって家が空いてしまう。要するに家族形態の変化というのが、時代とともに進んで空き家の増加に拍車をかけていると、そういう状況であろうかと思っています。

そこで、この空き家の問題がさらに顕在化して大変な問題、取り返しがつかないようになる前に、しっかり手を打っていかないと、私は与論の未来はないと考えるのです。おかげさまで執行部の御努力によって、平成27年度にちゃんと調査が進んでいるようですので、あとは調査で出たデータ、不十分なところもあろうかと思いますが、そのデータをしっかり使って、いかに外からの移住定住希望者を呼び寄せて、それを定住させていくかという具体的な策が、やはり求められるのだらうと思います。

情報発信という意味では、例えば、県のホームページ、県の空き家対策に関する窓口というのは、公益財団法人鹿児島県住宅建築総合センターというところが扱っているようですが、そこを開いてみますと、ホームページに与論町のところの登録記載がないのです。空き家バンクという制度のところ。与論町は空き家バンクはやっていませんということになるのです。どうですか副町長、多分ネット上で御覧になっていると思いますが、県の窓口のところの空き家バンク情報とか見たことがありますか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ただいまの空き家の調査というのは、実は平成26年度あた

りに、私が当時税務課におりました時に始めた事業です。

これは事業としましては、総務企画課の事業だったのですが、税務課の立場でいいますと、未評価の住宅を調査するために、この事業を導入させていただきました。そのデータを基に総務企画課に出したのですが、住宅の対策というのは、当時の総務企画課では、これといったものはございませんでした。

ただ、税務課のほうも逆に、専門的な評価の知識を持った職員も少なく、その後、固定資産税の増額には、まだつながっていないのですが、実際に空き家対策で、これを調べたときに、いざ住居として使えるような住宅というのがほとんどないというのが現状でした。つまり、課税をしても、専門用語でいいますと、減価償却を終わって陳腐化をしていって、結局は住宅に値しないという住宅がほとんどでございまして、できませんでした。

それと、先ほど沖野議員が言われたことも、実は与論町には住宅をあっせんするような専門的な不動産の業者というのもおられませんので、なかなかうまくいっていないというのも現状です。先ほど言われた質問につきましても、実際に総務企画課でもっともっと把握をしてやっていく必要は感じているのですが、なかなかそういった物件も見当たらないというのも現状ですので、そのへんまた御理解をいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今のお答えですと、空き家に関する実態調査を行ったのは、わかりやすく言えば、固定資産税の適正な課税が大きな目的であったというように聞こえます。

そこで大事なことは、島外からの移住定住希望者というのが、なかなか数字としては把握しづらいとは思いますが、いろいろな窓口への問い合わせとかで大体わかると思うのですが、そういったニーズというのが、どこくらいあるか。もちろん島内でも若い人たちは、住宅を求めている人達がたくさんいます。島内の数は大体把握しやすいかもしれませんが、島外者はなかなかわからないのですが、ネットでいろいろ問い合わせをしたり、いろいろなあれはあるかと思います。その需要がどういう状況にあるのか、あるいは町の供給の体制というか、先ほど御答弁の中で「貸すことができる空き家というのは11件ありました」というお答えでしたけれども、大事なことは、この需要と供給の関係というのは、まず実態を把握する。そして、今後もしもどういうふうになっていくのかということも大事ですので、そのところ、もし過年度に行った実態調査というのが不十分であれば、場合によっては、もう一度しっかり精査をしていただいて、細かな調査というか、努力をしていただいて需要と供給の関係をしっかり実態把握をしていく。そして、できるだけ早く、

今の経済が良いうちに、特に観光関係、畜産もそうですが、観光関係でも紹介するまでもなく、楽天トラベルの旅行サービスを行っている会社の発表によると、この夏の人気急上昇離島ランキングで、全国でなんと与論島が2位になったというニュースもありました。そういうことで、やっぱりこの波をしっかりと捉えて、サーフィンのように波に乗らないといけないと思うのです。そこをうまく使いながら、今の経済が良い誘致に定住化対策をしっかりと進めていく。それは3年後、5年後では、もう遅いのです。

そういう意味で、しっかり取り組んでいただきたいという気持ちで、この需要と供給のバランスに関する、必要であれば実態調査をしっかりと行っていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるとおり、本当に地域おこし協力隊の方を中心にしながら、空き家に対する定住促進とか、あるいは調査とか行っているのですが、やはり今おっしゃるように、総務企画課でみんなで役割を組んでいく必要があるなど改めて感じることです。

その貸せない理由としまして、祖先を祀っているとか、年に1、2回帰って来るので、そのままにしておきたいという持ち主の希望もあるようです。その付近に、どうからめて解決していくかという対策を考えながら進めていければなと思うことです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今お話に出ましたのは、総務企画課とか税務課の話が出ましたが、実際に、例えば定住者向けの住宅をつくるとなれば建設課も関わってきますので、総務企画課を中心に税務課、あるいは建設課といった横の連携も絶対必要だと思うのです。その連携がうまくいかないと、なかなか定住化というのはうまくいきません。

補足しますと、県のホームページを見てみますと、まず空き家バンク制度としての登録が与論はないのです。しかしながら、やっていることはどんなことがありますかというところでは、民間住宅の紹介、あるいは求人情報の紹介というのはやっていますよというような内容になっています。ほかの県内の市町村に比べると、やはり少し物足りないのです。島外では、今はネットでどんどん情報を取りますので、与論というところがどんなところか、町のホームページを見たり、鹿児島県の案内ページを見たりします。そうすると、与論は、あまり定住化に力を入れていないなという印象を受けるのです。ですから、情報発信というのは非常に大事です。そこをしっかりと、なにもお金を使って補助金をばらまくというような、いわゆる給付

行政では今からはうまくいきませんので、これは総務企画課長が多分口を酸っぱくして皆さんにも言うておられると思います。人口減少になると経済のパイが小さくなると当然町の税収、一般財源もどんどん少なくなっていきますので何もできなくなる。職員の給料だけ払って、あとは大した政策的な課題ができなくなるということになりますので、今のうちにしっかり定住化対策を進めていく、できるだけ与論の経済を動かしていけるような優秀な人たちを島に呼び込んで、そういう努力をしていただきたいと思うから、こういう質問をして提案するのです。

例えば、空き家にもいろいろレベルがあります。リフォームすれば人が住める状態の空き家、これは駄目だと、全く使えないと、早く撤去しないと台風がきた時に危ないというようなところというのは、例えば特定空き家という言い方があります。これは法律用語になるのですが、どうしようもないような倒壊の恐れとか、景観を著しく損なうような建物というのは特定空き家に指定するということになっていきます。ただし、特定空き家というのは自治体が認定するのですが、空き家の適正な管理条例というのをつくらなくてははいけない。適正な管理条例をつくることによって、特定空き家に指定して特定空き家となったところは、場合によっては最後の手段として行政代執行も行うというようなところまでもっていかないと大変な問題になるのです。当然そういう条例もつくりながら、そして、町民への啓発、そういったこともしっかり進めながら、与論から他の市町村に多分見られるような空き家がほとんど見られないという状況になれば、非常に清潔感が出てきて与論の魅力もまた倍増するのではないかと考えるところです。

念のために確認したいのですが、特定空き家というのは与論にございますか。これは総務企画課長でないとお答えできないかと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私も特定空き家という定義のもとでの空き家というのは、あまり理解していないのですが、空き家調査をした時に、調査件数が2,731件ありまして、その空き家件数が外観調査で140件あったと、その中で外観的に見て即入居が可能なのが56件。そして、軽微に直せるというのが32件、それから重度、かなり修繕がいるなというのが32件、それから建て直し、これは使えないということで20件ということで外観調査は行っております。

そういったことで、件数的にはかなりあるかなということで、地方創生の交付金を使って1000万円以上の大型予算を計上したところ、なかなかアンケート調査をしても回答もなかったというのがありますが、申し込みがなかった。補助金要項に額の問題もいろいろあると思いますが、先ほどの町長答弁の中にありました理由もありますが、ということで、かなり少なかった状況です。

空き家バンクについては、登録は県かどうかわからないのですが、ネット上には掲載しているつもりです。

ただ、今のところ全部待っている状況だと、全部というか1件なのですが、待っているということで認識しています。

また、いろいろ町内の空き家の状況を登録してくださいということでやっていますが、現状としては民間にもないということで、そのような状況で、まだまだ力を入れるところがあると思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） いずれにしましても、繰り返しになりますが、しっかり調査内容が不十分であれば、新たにしっかり調査をしていただいて、需要と供給の関係と、今後の見通しも含めて、ぜひ執行部の皆さん御努力をいただきたいと思っています。

もう一度整理しますと、町の総合戦略というのを平成27年度につくられて、平成27年度から平成31年度、ちょうど今年はその中間に当たりますが、町の総合戦略の中で基本目標の1つに、改めてちょっと戻ってみますと、こういうことが載っているのです。基本目標の1つとして、「安心して暮らせる多様な居住環境の創出」というのを掲げています。そして、「U・Iターン者をターゲットにした定住化を進めていく対策として、住宅の供給や住宅用地取得の支援、中古住宅のリフォーム支援を進めていきます」という具体的なものをうたっているのですが、具体例としては、先ほど町長の答弁にもありましたように、少し寂しい内容になっているということで、もうちょっと加速していく必要があると思います。この計画表の半分が経過した現在、町長として定住化をめぐるこれまでの成果の総括といえますか、それから今後の取り組みの見通し、そういったことを改めてお答えいただきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるように、改めて空き家ということ、今まで与論の現状として、祖先を祀るというようなことがあるのだろうと、いつもそう思っていたのですが、Iターン・Uターンを呼び込むという観点から、またもう一度見直して、積極的に推進をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 先ほども申し上げましたが、国や県からの補助金頼みだと、なかなか与論の場合、そういう土俵では勝負ができないという状況で、これからますます厳しくなっていくので、やっぱり知恵を絞らないといけないと思うのです。例えば、1つの提案ですが、税務関係、固定資産税の関係です。私も詳しくない

のですが、固定資産税というのは、例えば土地に係る固定資産税の場合、建物が建っているほうが安いという実態があるようです。要するに、古くなった建物でも残したほうが、その土地にかかる税金は安いと、ネットで調べたらそうなっていて。実際6分の1程度で抑えられるということが書いてある情報もあるのです。与論の場合は実際はどうか、要するに、そういうことだと老朽家屋は、できれば壊さずに残したほうが納税者としては金額が少なくて済むという実態があるのかどうか。そこを税務課長から、わかりやすくといいますか、概略、簡単に結構ですので説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 徳田税務課長。

○税務課長（徳田康悦君） お答えいたします。

ちょっと勉強不足で、その関係は把握しておりませんので、調べてからお答えをしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 私も勉強不足で申しわけないのですが、あまり突っ込んでお聞きできないのが残念ですが、今までは日本全体が住宅不足であったということで、過去の住宅不足の時代に合った固定資産税の税制というのができていて、住宅取得を促進するための税制となっていたようです。そして、そういったのが倒壊する危険のある住宅を残していくという弊害が生まれているというのも指摘されているようです。ぜひそのあたり税務課長も勉強していただいて、定住化を進めるためには、税の扱いをどうするかというところもしっかり策を練って、総務企画課長や建設課としっかり連携をとっていただいて、そういう定住促進の追い風になるような策をぜひ練っていただきたいと提言申し上げたいと思います。

それでは改めて、あまり具体的な提言ができなくて非常に申しわけないのですが、将来空き家はものすごく増えて問題化してきます。そこでしっかり、現山町政の中で努力をしていただいて、すばらしい島づくりができて優秀な人材が島外からいっぱい来ていただくと、お金を持っている方々に来ていただく、お金を回す方々に来ていただく、そういう島づくりにぜひ努めていただきたいと思いますが、最後に町長のお覚悟のほどをお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に私が立候補した1つの動機は、与論の人口減に歯止めをかけたいという気持ちで立候補して皆さんの支持をいただいたのですが、そういう観点からも、こういうIターン・Uターンの方々が与論で定住して活躍していただけるような、そういう施策を今後も進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 次に、自衛隊関係の誘致について御質問申し上げたいと思います。町長のお答えを拝見しますと、小規模施設の誘致というのは1つの考え方としては間違いではないが、現時点では、いろいろな町民のコンセンサスも必要だということで、現状のままでよろしいのではないかという内容と受け取りました。私は、それではあまり良くないと思います。

まず、基本的な部分からお話してみたいと思いますが、自衛隊の皆さんが、どのような気持ちで日本の国防という仕事を選んでいるのか。また、我々も国民の一人一人ですので、自衛隊とともに頑張らなくてはいけないという感じが非常にしているのです。この前も参議院、宇都隆史議員がいらっしやって、懇親会まで私も一緒にさせていただいて、結構話ができます。非常に勉強になりました。あの企画をしていただいた方に、本当に私はお礼を申し上げたいと思います。

そこで、役場の公務員の皆さんは採用される時にサービスの宣誓をされますよね、自衛隊員にもあるのです。議会議員にはないのですが。そういったことで、市町村によっては、いろいろ問題が出ている議員が多いのもあるので、いろいろな宣誓みたいなものが必要ではないかなと思います。

少し横にそれでしたが、自衛隊の自衛官が任官する時に宣誓というのがあります。読み上げてみたいと思いますので、皆さんお聞きになってください。御存じの方もいらっしやるかと思いますが。

「私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。」

という内容になっているのです。ここで普通の公務員と全然違うところは、一般国民と隔たりが大きいところは、「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め国民の負託にこたえる」というところで、非常に厳しい宣誓になっているのです。要するに、命の危険をかえりみませんよということです。

今の日本の独立、今非常に危機的な状況にあります。日本の独立と、私たち国民の命や財産を守っているのは、やはり陸海空の25万人の自衛隊です。そして、私たちは自分たちに降りかかる戦争等の有事の際のリスクを負わないかわりに、年間約5兆円という税金を国防費として拠出しているのです。これも先進国の中では非常に少ない、GDPに換算すると少ない数値なのですが、税金として国防費を拠出して彼らに大変な危険を肩代わりしてもらっている。誰かがやらなければいけな

い任務なのです。そういった大変な危険を肩代わりしてもらっているおかげで、安心・安全と平和な日常の暮らしとというのができているのです。そういったことを忘れてはいけないと思うのです。

そこで、国を守り平和を維持していくためには、私どものような小さな自治体といえども、国防であったり、自衛活動等には進んで協力すべきだと考えるのです。また、防衛省・自衛隊との具体的な連携を進めていくことによって、大型台風とか大地震等の大きな災害発生時の迅速な救助、そういったものも支援活動、救助要請、そういった多岐にわたる危機管理活動の迅速化というのが期待できるのです。

残念ながら、町長の御答弁では、現状レベルの協力と情報提供で了だというお答えでしたが、おそらく心配されていらっしゃるの、町民の同意が得られるかどうかということだと思うのですが、そこはやはり町民への説明の仕方、理解を深めていただく、啓発を進めていく、そういったことで理解を私は得られると考えています。

大事なことは、小さな小規模な施設でいいのです。この前の宇都参議院議員と、いろいろ飲みながら話をした中で、私がそういう話をしましたら、なるほど、それは確かに検討の余地があると、もし地元が、そういう意向があるのであれば、いろいろな策があるので、そこの手法を考えてみましょうというお話でした。

そこで、私としては、例えば具体的な誘致の例示ですが、あくまでも小規模なものでいいと思うのです。あまり面積を取らない、エリアが必要でないようなもの。例えば、今もやっていますが、海上・海中における訓練とか、あるいは防衛研究、隊員の教育、通信、監視、あるいは隊員の健康づくり増進のための施設。いずれも規模とか活動エリアが、そんなに要らないような施設です。それは当然、小さな島です。防衛省側にお話をすれば、そのようなことで条件を付けてお話をすれば、わかったありがという、ということで、ぜひ前向きに検討してくださいとなるかもしれません。

町長にお尋ねしたいのは、そういうお話をされたことが過去に、防衛省の幹部の皆さんと何度もお会いされていると思いますが、そういったお話をされたことがあるかどうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 与論へ訓練に来られる方々、隊長さん方は必ず町長室へ寄られて話をされていきます。その時に、与論にも保養施設みたいな、そういう施設はできないものかと、何回かお願いをしたことがあります。その中の話では、今のところ非常に防衛予算は厳しい面があるのだということでした。また、宇都参議院議員とも、そういう面で話をしたこともございます。なかなか厳しい面があるのでは

ないかと察せられるのですが、今現在しているような訓練等々をして、訓練の場を提供していきながら、防衛幹部の方々とも話をし、そして、もしそういうのが可能であるような雰囲気がかめましたら、町を挙げてそういうことも交渉をしていければいいなと思うところです。

そのようなことで、そういうのが目に見えてきたら、地元住民への合意も取り付けていく努力をする必要があるなど感じると思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、防衛省の予算がどうだというお話もありましたが、御案内のように、国防関係の来年度の予算要求額というのは、5兆2500億円ということで、概算要求をなされて、これは昨年度当初比で2.5%の増加になっているということです。要するに、今の極めて異常な状態になっている状況の中で、国防費は必ず増やさざるを得ないと思うのです。増えていくと思うのです。ちなみに、南西諸島関係の施設に係る要求額は550億円となっているようですし、これはおそらく550億円という数値が来年度の要求額になるのですが、もしかすると更に増額になっていくかもしれない。そういう上げ潮の状態になっているので、与論に誘致する施設とかいうのは、大した金額ではありませんので、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと考えるのです。

施設は小規模であっても、防衛関係の施設を誘致することで、国や自衛隊関係者との人的なネットワーク、人と人とのつながりができる。町長と肩を組んで茶花の町を飲んで歩いたりしながら、しっかり交流ができて深いつながりができる。そうすることによって、副次的な隊員の家族や親族の関係者、知人の方々が与論に住んでみたいということで新たな移住定住の地に、施設の建設にあたって、あるいはいろいろな武器をそこに置くことによって、町民の間でも賛成と反対に分かれている議論が、議論で済めばいいのですが、危ない状況になっているという話も時々聞くのですが、やはりそこは、為政者がしっかりリーダーシップをとって、こういうことですよと丁寧に説明をし、啓発を進めていけば与論という島は、それほどもともと争う土壌というのは、あまりありませんので、しっかり心を1つにしてできるのではないかと考えるところです。ぜひ町長には勇気と決断を持っていただいて、御努力をいただきたいと要請をして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2017年第3回定例会において、先般の通告書に基づき、質問をいたします。

1 口蹄疫の防疫対策について

- (1) 奄美と沖縄の世界自然遺産登録が期待される中、国内外から観光客が増加している。それに伴い懸念されているのは、口蹄疫等の伝染病が持ち込まれることである。口蹄疫ウイルスが侵入し感染すれば本町の畜産業は壊滅状態となり、観光業をはじめ、あらゆる産業や環境にも大きな影響を与えかねないと思われるが、町長は、どのような対策を考えているか。

2 教育支援について

- (1) 大学・短大・専修学校等に入学・在学する際の教育ローンの返済負担を軽減するため、借入利息に対する利子を補給する考えはないか。
- (2) 高校を卒業して進学のため島を離れる子供たちへの教育支援として、交通費の一部を助成する考えはないか。

3 業務管理委託について

- (1) 業務管理委託されている施設で老朽化が進んでいる建物もあるが、きちんとした点検等はなされているのか。また、今後このような施設をどう維持していく考えであるか。

以上3項目について、よろしく願います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、第1番目の口蹄疫の防疫対策についてお答えを申し上げます。

口蹄疫の防疫対策につきましては、農家や関係者の防疫意識の向上を図ることが極めて重要であり、本町においては、昨年11月に口蹄疫防疫演習を開催し、最新の国内外での疫病発生情報等の周知を行い、畜舎などの消毒の徹底を呼びかけたところです。

また、空港及びパスポート発行場所などにも海外で家畜を飼育している農場などへの立ち入りは控えていただくようパンフレットの掲示をしております。その他に、県の家畜保健衛生所の職員による年1回の畜産農家全戸への立ち入り検査を行い指導を行っているところです。

町としては、今後とも関係機関と十分連携し、的確な防疫対策に努めてまいりた

いと考えております。

次に、3番目の業務管理委託をしている建物の老朽化の問題です。これを点検等を行っているかということですが、業務管理委託している公共施設につきましては、主に体育施設や中央公民館、観光施設などがあります。通常の施設の維持管理については、基本的に業務管理を委託されているところが行うことになっています。しかしながら、施設の老朽化に伴い一部に危険性のある建物等が存在し、大規模修繕や建て替え計画など抜本的な対策が必要となっております。

今後の公共施設の維持管理については、利用者の安全性を最大限に確保しながら年次的に整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 川村議員の2の教育支援についての(1)のほうからお答えします。

将来の与論の活性化・発展を担う青少年、とりわけ島立ちしていく高校生の大学・短大・専修学校等への進学における経済支援は大切であると考えています。

御提案の借入利息に対する利子補給事業については、現時点では手続き上でいくつかの課題があると考えており、導入については検討していませんが、現在の無利子である月額3万円の奨学金を増額する方針で検討していきたいと考えています。

次に2の(2)です。

進学のため島を離れる者への交通費の一部助成についてであります。就職する者との公平性も含め、この助成が与論町の良い支援策として受け止められる額となるか、手続きはどうかなどの点から課題があると考えます。島を離れ、学び続ける者の支援を行う方法が、いろいろあることを認識し、現時点では交通費の一部助成は考えておりませんが、奨学資金の増額という方向での支援策拡充を検討していきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まず牛肉についての情報を最初に述べまして、それから口蹄疫の話に移りたいと思います。

アグリビジネスネットワークの見解ですが、9月の枝肉相場の購買は、少ないと見られるということで、本町においては7万円ほど下落しています。

そういうことで、輸入チルドも高値にはり付いている中で、牛肉の販促頻度が減少しているということです。シルバーウィークを前に、どこまで手当てが回復するかが疑問視される声は根強いと。ただし、輸入在庫がしまってくれば、軟調だった相場の規格も多少は反発するであろうということですが、なかなかですね、もちろん国のほうも輸入制限をしている中ですが、なかなか枝肉価格が上がらないという

ような状況です。A5等級上物ですが、これは冠婚系やふるさと納税の返礼品、輸出向けの需要が安定しているということであって、まだまだ持ち合い、県内で推移をしています。しかし、A4等以下の牛肉においては、2年前の価格よりは下落をしているという状態です。

何を申し上げたいかというのは、いったん何かあれば、完全に上物のA5等が落ちてる、そうすれば価格も必ず落ちてくるという状態です。そういったことを踏まえて、今後の牛を取り巻く環境は、本当に厳しい状態になっていくということは目に見えているわけです。

そういう中で、やはり私たちがしていかなければいけないことは、この防疫対策をきちんとしていく、そういう対策をしながら、これから牛肉をどう引き上げていくかという対策をしていかななくてはいけない。ですから、まずは防疫対策をしていかなきゃいけないなということで、こういったことを質問させていただいているのです。

2010年度の口蹄疫についてですが、2010年4月20日確認された宮崎県における口蹄疫ですが、1カ月で238農場、殺処分対象が16万3492頭、1カ月でこれだけ増えているのです。いったん入り込めば、完全に数日間で与論島であれば、終わるということが予想されるのです。宮崎市あるいは都城市への感染拡大は、感染家畜を3カ月間も放置しておいた、この国の危機管理が指摘されているのです。これが口蹄疫のウイルスが3週間以内に培養するような状態になって、それが大きな拡大をしたということです。それを受けて、いろいろ本町においても、その年の5月13日には、いろいろな対策を講じたのです。

ですから、二度とこういったことが起きないために、もう一回こういった危機管理を進めて行く必要があるのではないかとということで、この問題をとり上げたのですが、畜産農家の方々からもいろいろと、外国からの観光客が増えていると、港に行きますと、大きなバスで移動してくる台湾とか中国関係、そういったのが沖縄を経由して来島する客が増えてきていると。確実に今後増えてくるのではないかと私は思っています。ですから、もう一度水際で必ず防止をするのだと、こういうものが、もう一回必要ではないかと私は思っていますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、外国から病気、汚染されている国も近隣にあるので、そういうところから、もし汚染されたところの方々や与論に、そういう疫病を持ち込んだ場合には大変なことだと思えます。

特に、つい先日、鹿児島県が日本一の和牛県だということになってきますと、外国からの牛舎への見学申し込みというのは、これまではございませんでしたが、

今後は、もしかしたら与論にも牛舎見学をしたいという申し込みがあるかもしれませんが、そういうことを考えるときに、確かにこれに対する対応をどうするかということの各農家への意識の徹底、あるいは港や空港での防疫対策についても話し合いながら進めていかなければならないと考えているところです。

個人的に与論に入ってきて、外国の汚染された地域から来た人たちが何げなく牛舎に近づくようなことがないようにということで、案内される地域おこし協力隊の方にも、そういうことがないようにという指導・協力はしてもらっているのですが、団体等が来た時にどう対応するかということについては、緊急に話をして協議して決めていきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この2010年度の口蹄疫が始まりましてから、いろいろな飼料作物の購入助成とか、優良牛の助成とか、そういったものは導入されていて、本当に畜産農家としては、ありがたいことです。

しかしながら、いったん入りますと、畜産農家はもちろんのことなのですが、口蹄疫が入れば、必ず殺処分をされると。国の基本的な政策としては、必ず畜産農家の畑に埋設しなければいけないと。こうなれば、今、人口より多い牛が与論島の中に埋められるのです。どういったことが起きるかといったら、地下水汚染の問題も必ず出てくると。もちろん観光に対しても、良いアピールには絶対ならない。必ず何か起こったら、観光業も廃れていくのではないかと思いますので、ぜひともこういったことが出ないような対策をとっていただきたいと思います。これは一度あったことですから、これを振り返って、こういうことが絶対起きないようにということで取り組んでいただければありがたいなと思います。

町島課長を先頭にして、こういったものをやっていくというお話ですから、きちんとやっていただきたいと思います。町島課長、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） ありがとうございます。御指摘のとおり、この口蹄疫というのは、空気感染で広がるという、大変な牛の法定伝染病である関係上、鹿児島県のほうでは、特に離島で牛飼いが結構あると。もし入った場合には、それに即対応できるような体制がなかなかできないと。そのようなこともありまして、特別な対策マニュアルを設定していきまして、昨年11月末に徳之島管内の畜産農家を対象にしまして、与論町で口蹄疫の演習もしまして、ちゃんと消毒の付け方とか、そういったのも畜産農家が約50人、関係者が34、5人、約90人近くの職員でこうしてしようとか、応援ができる業者がみえていまして、こういったことで、こういった危機のときには、よろしくお願ひしますと、お願ひもしています。

やはり、あくまでも農家と関係機関が口蹄疫などの大きな病気に対して、そう自覚をするかというのが一番大切かと思っています。そういった関係で、関係機関、特に和牛改良組合とも協議をしながらこういったことが絶対にないよう進めていきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 今年、与論町で全郡の共進会もごございますので、ぜひともそういったものを群島内にも意識的にできるような形で進めていただければありがたいと思っています。

次に、教育支援についてですが、この件を取り上げましたのは、親御さんの方々は、農協とか奄信から借り入れをしたときの利子が大変だということで、できればそういったほうに利子補給をしていただければ一番ありがたいということだったので、これを取り上げました。もちろん牛のほうにも利子補給をしているのですから、牛よりも人間のほうを先にして、少しでも補給していただければありがたいなと思いましたので、こういった質問をしたのです。

奨学金を増額するという話もごございます。しかし、奨学金を借りる方というのは、それほど多くないです。何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） お答えします。現在奨学資金を借りているのは33人です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 全体ですね。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） はい。全体です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） できれば、奨学金ではなくて、奨学金では足りないので民間から借り入れをしているという方も結構いらっしゃいます。ですから、そういったものをなんとか教育支援として、そういったものを町としてしていただければ一番ありがたいなと思います。財源をどうするかといったら、ふるさと納税もいろいろありますから、そういったものをどうやっていくかというのは、これから皆さん方のほうで考えていただければ一番ありがたいなと思います。

やはり、そういった熱意がなければ、なかなか前に進まないと思うのですが、教育長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変ありがたい御提案だと思います。先般議員の方々とも、丁寧な精査しながら、どういう支援ができるかということで考えてまいりました。

今回の利子補給について、難しいですよというお答えをしています。利子は1.75%から約3.6%ぐらいでしょうか。いろいろな利子補給の仕方がございまして、それを計算して、あとで補給をするという場合に、1つは皆さんが支援をしたという気持ちになれる額だろうかということが1点。

もう1つは、手続き上ということでございますが、取り扱いについて、別のほうからお借りしたお金の利息を請求するのに申請書を提出していただくという手続きが生じるが、そうすると、そこに私は、どこどこから300万円借りましたので、利子が、これぐらいかかってきますと1年間した後、請求書を提出して、それに対して額を決めて、こちらからそれを支払っていくという場合に、果たして利子補給に対する申請の関係上、個人情報のようなことで、教育委員会にお金をどれだけ借りているというのを示してくださるか。出さない人と出す人によって、差別がつかないかとか、様々なことを考えたときに、現時点で本当にお金が必要だということについては、現奨学金の無利子であるものを増額していくことのほうが、より健全でわかりやすくいいのではないかとということを検討した結果という意味です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もちろん利子補給をしたときに、ありがたいかどうかという話をされていますが、牛にも利子補給をしていますよね。ありがたいと思いますよ、農家さんは。ですから、同じことですよ。だから、ほかから借りている人は利子補給をすればありがたいと思いますし、だったら牛のほうも私はありがたいと思います。だったら、牛のほうも利子補給をしなければいいではないですか、ありがたいと思わなければ、そういうことでしょうか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 確かにそのとおりだと思います。ただ、今のように様々なことを考えた場合、本当に保護者が、そちらのほうを望んでいるのかということについては、もう少し意見も聞いていかなければいけないと。同じような思いをしている方と、そうでない方もあるのではないかと。先ほどの不平等感や、申請の手続き上のことも申し上げました。それで確かに、そういう制度は大事なことだと思うので、含めて、どちらのほうがより良いかということについて、今案を出したのは、その分を増額していくという方向のほうが、より良いのではないかと申し上げました。もちろん、それができれば、なお良いことは良いと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） なかなかかみ合わないというところもありますが、これはしようがないことだとは思いますが、しかし、いろいろ検討して、これからも国とか県とかも、そういった教育関係の支援というのは、今後出てくると思います。しかし、

後手後手に回ってはいけないと思うのです。しっかりとした対策をつくっていかなければ、与論町独自のものをつくっていかなければ、ものも言えないような形になっていくと思います。

これからは、本当に国も県も、こういったことに力を入れていくと思います。そのあたりをよく考えていただければありがたいなと思います。

次に移りたいと思います。

高校を卒業して進学のために島を離れる子供さんに交通費の一部を助成していただきたいというのは、もちろん全員に対してということで、この文章の内容では、「教育費の一部として」と書いてありますが、本当に全員島を離れて、例えば就職したりとか、学校に行ったりとか、そういったものを町というのは、やはり支援していく必要があると思います。そうすれば、本当に与論町というのは、ありがたいと、思うと思います。何もしないで行ってきなさいでは、つまらないでしょう。そういった熱意というのは、教育長が率先して考えていかなければいけないと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。やはり支援というのは、要望する方々の意向確認もしていく必要があるだろうということで、願わくばどうでしょうかということで検討したのが、奨学金を受けたい方、高校を卒業してこれから行く方々に、この与論町の教育資金が無利子で月3万円、現在であります。使った方からは、これ以外に、例えば無償になる、島に帰ったら返済をしなくてもいい方法もあるようなものも創設してほしいと。

それから、最初のうちに入学金等、いろいろかかるので、当初に少し増額した一時金としての奨学資金みたいなものも必要なのか。

それから、今の現額の3万円というのは、不適切、他からも借りているので、もう少し増額してほしいとかいうのもゼロに立ち戻って、意向を聞いてみることも大事ではないかという検討もしていますので、できますれば、そういったものも考慮して、先ほどおっしゃったように与論町らしい奨学金制度という支援のあり方も、今後検討できればとは思っています。その中で今回は、たくさん借りている人がいるので、少し増額していくことをまず一歩としてはどうだろうかという事務局側の検討結果です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ですから、私は先ほども申し上げましたように、教育支援という名目では、ここには出していますが、卒業された方全員に対して、卒業祝い金みたいなもので出せないかと言っているのです。

鹿児島県曾於市の五位塚市長という方がいらっしゃるのですが、最初は敬老祝い金はなかったのですが、額的には少ないのですが、そういったものが喜ばれているのです。額的に少ないというのではなくて、皆さんの熱意を町民に与えなくてはいけないと私は申し上げているのです。額が幾らとか、これだけでは足りないということをお願いしているのではないのです。卒業された子供さんに対して、おめでとうと、そういったことぐらいは、していただきたいと思うのです。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 確かに心情的には、本当にそのように思います。

今、教育長が答えたように、いろいろな援助の仕方があるのではないかなと思っ
ていまして、本当に必要とする方々が、もっと増額してほしいという希望が多ければ、そういうところを優先していきたいということですので、その点は御理解いただければと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 毎回こういった話をすれば、所得割とか、いろいろなことが出てきますが、そういった答弁が出てくると思います。しかしながら、私は、こういった問題というのは、所得割とかそういったものではないと思います。みんなに一律そういったものは支給してもいいのではないかと私は思っています。そういうことで、私は思っています。

皆さん方が、平等平等と言われるのですが、本当にどこが平等なのかということも私は疑問に思います。だから今、国でも問題になっているでしょう。非正規と正規とか、同じ時間働いて金が違うと、どこが平等なのか。私は、そのように思います。そのあたりを皆さんもよく考えていただきたいと思います。

こういった話をすれば、堂々巡りになると思いますが、次に移りたいと思います。

業務管理委託についてですが、指定管理委託をされている施設は、今は結構多いですね。私がこれを出したのは、前も一般質問で取り上げたのですが、2006年の富士見市市営プールで小学校2年生の女子が吸い込まれて死亡したという事件がありまして、これは裁判沙汰になったのです。業務管理を委託された太陽管財株式会社、これはさいたま市にあるのですが、この会社が市との契約に違反して、全て別会社に丸投げしたのですが、裁判のほうでは管理業者が丸投げしたのと、委託をされた裁判の報告書があり、裁判が行われたのです。まず、管理業者2人に対しては、罰金が各100万円の略式命令だったのです。しかし、監督責任をされた市の職員に対しては、禁固1年6カ月という有罪判決が言い渡されたのです。

なぜ私が、この指定管理の問題をしたかということ、ただ管理を委託したからそれ

で終わりではないのです。皆さん監督責任があるのです。何かあったら必ず皆さんが罰せられるのです。そういうことを頭の中において、指定管理というものがどういふものかをわかっていただければありがたいなということで、この問題を出したのです。ですから、丸投げしたら、もうそれでいいのだと。何か事件があったら、その管理責任者が責任を負わなければいけないということには、絶対にならないのです。裁判というのは、判例に基づいて必ずされるので、そういったのを気をつけていただきたいと思います。これは、職員の2人に対して有罪判決が行われています。ですから、私は職員に対して、こういった重い刑を与えては絶対いけないということで、皆さん方に、これを申し上げたかったために、取り上げたのです。

ですから、今いろいろな施設がかなりありますが、もちろん遊具関係もあるでしょうし、そういったものを確実に監督しているところは、きちんとこれがどうなっているかというのは、責任をもってしていかなければいけない。もし、それが危ないものであれば、きちんと補修をしたりとか、それをしていかなければいけないと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変ありがたい御指摘だと思っています。

私たちも、いったん管理委託をしたら、あとはそこでやってくれという気持ちはさらさらございませんで、こういう与論の島ですので、全部で気をつけていく必要があると思います。特に、公共施設につきましては、私たちも常に今御指摘のあったような安全性に最大限気をつけて、施設点検・維持に気をつけていきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この前、商工観光課長からお聞きしたのですが、バースハウスは、室内にバス、トイレは付いていません。

仮に、これを管理された時に、外にトイレがあるのですが、そこに行って何か問題があったら誰の責任になるのですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大きく考えますと、やはり設置した我々、町に責任があると考えます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もし指定管理委託をされるのであれば、きちんとした形をとって指定管理業者に委託をしていただきたい、このように思います。もちろん問題があれば大変なことになると思います。

私は、喜界島に行きまして、いろいろバースハウス形の施設を見てきたのですが、クーラーも付いているし、バス・トイレもきちんと付いているし、リビングも付いているし安いのです。7,000円で貸しています。それは建設業者が取り扱っています。今は、昔の時代とは違うのですから、そういったことをきちんとやらないと、この訴訟時代の中で、何かあって訴訟を起こされたら、皆さんが全部負担しなければいけない。皆さんだけが負担するのではなくて、町民が負担するのです。そういったことを頭の中に置いて、進めていければありがたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがたい御指摘で、今後、外部トイレの問題、それからクーラーの問題、いろいろありましたが、できるだけ、そういうような危険がないように気をつけて、これから施設をつくる时候にも、そういう点に特に気をつけてきたいなと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 以上で、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。時間までに御参集をお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時26分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、町 俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 私は、2つの質問をさせていただきたいと思います。

1 天皇、皇后両陛下の行幸に関わる準備について

(1) 両陛下の御訪問のニュースがマスコミから発表され、実現への期待が高まっている。御訪問の実現は両陛下の御健康や天候次第のことと思うが、与論島を候補地として選んでいただいたことは、この上もない名誉なことであるとともに、歴史的にも永久に残ることである。島民全員の衷心からの願いである御訪問に際しては、儀礼的なものではなく心からお迎えする心情がお伝えできるよう最新、最大の準備と心がけが必要であるとする

が、県からの指導を含め、島民の心情がお伝えできるような事前の準備はどうなっているか。

2 高齢者の住環境の整備支援について

- (1) 高齢者のみの住宅周辺においては、樹木が伸び放題で、街灯の照明効果がなく、引き込み電線には枝葉がかかるなど危険な状態であるとともに日差しが遮られ健康にも影響が及びそうなほど暗い住環境となっているところが増えている。自治公民館等への指導を徹底し、住民互助の精神の高揚活動を進め、高齢者の住環境の整備支援を図る必要があると痛感されるが、町長はどう考えているか。

以上2点について、質問をさせていただきます。まず1点からお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 両陛下の御訪問について、心からお迎えするというので、そして、島民の心情がお伝えできるような事前の準備をどう進めているかという御質問です。答弁をいたしたいと思います。

行幸啓については、宮内庁の正式発表が10月中旬に行われることとなっているようです。現段階では、日程及び時間、順路等について未定となっている状況です。本町への御訪問に対しましては、この上ない名誉なことであり、歴史上においても永久に町民の心に刻まれ伝え継がれることであろうと思います。両陛下の御訪問を全町民が心からお迎えするため、県担当部局の指導のもと、町内の各関係機関との連携を図りながら最大限の準備を進めてまいりたいと存じます。

次に、高齢者の住環境の整備支援についてです。

御指摘のとおり本町においても近年高齢化の進展とともに独居老人世帯や身寄りの少ない高齢者世帯が増え、様々な生活支援が必要な世帯が増えつつあると認識しております。

現在本町においては、地域女性団体のともしびグループや民生委員による見守りによって安否確認等を行っておりますが、住環境改善のための、請負作業等までは至っておりません。

また、高齢者に社会参加の場を提供し、閉じこもり予防・介護予防及び健康維持向上を図る目的で集落を単位とした地域老人クラブ・集落公民館・各種団体等に委託して活動を推進するふれあいサロン事業が始まっております。

これは、実施団体の自主性を重んじた事業ですので、その集落の実態ニーズに即して、高齢者世帯の住環境整備のための請負作業等を行うことも可能かと思われま

す。その他、社会福祉協議会において実施されている事業を紹介させていただきます

と、生活支援有償ボランティア派遣という制度があり、現在、3集落で組織が立ち上げられておりますが、ボランティアの方が全て女性のため、取り組み内容も軽度な生活支援となっております。

また、一部の集落では、多面的機能支払交付金事業を実施する際に合わせて要望のあるところは、集落民によるボランティアで樹木の伐採作業等をされております。

行政としても、今後高齢世帯の住環境整備等の生活支援を推進してもらえよう、各自治公民館への働きかけを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 歴史始まってのことですが、天皇皇后両陛下がお見えになるならないは、その時の情勢によりますが、御指名いただいたこと自体が大変光栄なことだと思います。

したがいまして、私は県の指示があるからどうかではなくて、この際、御到着なさる場所とか、御出発される場所とか予想される場所、こういったところをお迎えの準備ということで、それぞれの集落で割り当てなどをしたりして、清掃活動を行うとか、日本人の美徳である、お客様がお見えになる時には、天皇をお客様と言ったら語弊がありますが、玄関先を掃き清め、塩盛りをしてお迎えするという、日本古来の伝統のお迎えの仕方があります。これらのことを期待されてはいないかもしれませんが、そういう心情でお迎えすることが大切ではないかと思えます。

形だけではなく、県が言ったから、どこが言ったからではなく、御指名いただいたこと自体に大変な誉れを感じなくてはいけないと思えます。

こういった点で、具体的に、この際予想される場所、地域、ポイントポイントでも掃き清め、掃除をする、見苦しい所は伐採をする、そういったところで始められてはどうかと。11月にお見えになるのに10月発表では遅すぎるのではないかという気がいたしますし、我々町民としての喜びを表現するには、そういった方法しかないのではないかと思えます。ぜひ何らかの形で行幸されることを心から歓迎するという表現する演出も必要ではないかと思えます。よろしく御配慮願いたいと思えます。

町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 心情としては、本当に町議員のおっしゃること、また午前中にありました高田議員のおっしゃったこと、本当に同じです。

私たち、役場内におきましても、非公式ではありますが、どう対応しようかと、いろいろと話を進めているところです。

発表が行われましたら、早速町民にも知らせ、また、みんなと一緒にしていきたいなど。本当に歓迎していきたいなと思います。できるところは、おっしゃるように、事前にできるだけ準備できるところはしていきたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 次に、与論の十五夜踊りを見たいという御希望もおありのようですが、これなどもいわゆる二十四孝、親孝行の、ああいった伝承をお喜びになっていらっしゃるのではないかという気がします。そういった十五夜踊りの御説明も、そのような事柄も踏まえて御説明ができるような体制をお願いしたいものだと思います。

それから、この時期、ちょうど時を同じにして米大統領が来日するというニュースもあります。延期になるのかどうかわかりませんが、そういったことなども早め早めに把握すると同時に、とにかく与論をとという御指名があったのですから、そのことを我々は重要視して、そのことを大切に思って、おいでなさるなさらないは別にして、その気持ちを我々島民も表現していきたいなと思います。

それから、皇居参拝に例年行っている方々からも、お話がありました。私たちもぜひお迎えに出ていきたいと、大島紬を着て出て行きたいという話があったのですが、そういったことも踏まえて、お迎えムードを盛り上げるということでは、心が浮き立っているようですが、どうかひとつ、歴史ない初めてのことであり、また今後とも、そういったことがあるかないかわかりませんが、心からの与論伝統の美をつくした、心情をつくしたお迎えができるように取り計らっていただきたいと思います。

それから、2番目の高齢者の住環境の整備支援ですが、いろいろな団体があります。各個に活動をされているのはわかるのですが、これは、それぞれのグループごとの活動ではなくて、公民館を中心とした活動にさせていただけないと、公民館内で話し合っ、これらのグループの人たちと作業分担というか、そういった形を、私たちはこういう仕事をしていますと、ボランティア活動をしていますよということが理解できるように、公民館長を中心にそういった活動をお願いできないかと。

例えば、公民館に木の枝がはびこっていて、街灯が役に立っていないよと、それは危険だと、恐らくは九電にお願いするという調子なのですが、そういうことではなくて、公民館活動で、公民館長は行政のある意味での支援をしなければいけない立場であり、また行政からのそういった要望を聞き入れて住民に伝えるという役割もあります。ですから、公民館長と行政は一体となってやっていかなければいけないと思いますので、行政のいろいろなこういった仕事をバラバラにさせるのではなくて、住民に関することは公民館長に来ていただいて、公民館長とともに話し合っ

て、これを公民館長のしっかりした位置づけにして、公民館の活動にさせていただきたいという気がしてなりません。その辺をできるかできないかわかりませんが、御検討をお願いして、ぜひ公民館長の近くというか、そういったこともないとは言えないから俺がなったんだよでは困るわけで、ぜひそういったことも、もう一回公民館長への指導というのはおかしいのですが、意味合いも含めて、意思の疎通を図っていただきたいという気がいたします。そのほうが効率的に良い結果が得られると思います。

いろいろなボランティア活動をされている方々もいらっしゃるのですが、こういった方々も、時と場合によっては都合がつかなくてボランティア活動ができないという事態もあります。しかし、そのことをその人にずっと頼ってきたので、そのボランティア活動が途切れたことによって、その浜が、あるいはその地域が汚れてきたとか、ボランティアがそこでストップしたということもあり得るわけで、先ほど申し上げましたとおり、公民館長は行政の指導下にあると、連携を密にしなければいけないという立場にあることをもう一回自覚をしていただきたい、させていただいて、行政のよき相談相手として、また窓口としての役割を果たしていけるようお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（福地元一郎君） 6番、町 俊策君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 日程第5から日程第6の議案については、総務厚生文教常任委員会に付託しますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第5 議案第37号 与論町いじめ問題調査委員会条例の件

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第37号「与論町いじめ問題調査委員会条例の件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第37号、与論町いじめ問題調査委員会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合に、その事態に対処し、与論町教育委員会がとるべき措置、その他の事項について、調査審議するため、同法第14条第3項の規定に基づき制定するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 基本的なところを確認したいのですが、必要であるから、こういう条例が出されたかと思うのですが、現在の町立の学校におけるいじめの実態といますか、どのように把握していて、どのような課題があるのか、そのあたりの現状についての説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今現在いじめについての実態としては、大きな問題は出ていません。しかし、不登校とか子供たちの状況から、様々なアンケート、学校楽しいかという形で、子供たちの不安、あるいは悩み、そういったものを学校が受けるようにして、その中から、いじめがないかというようなことにも対応しているところではあります。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第38号 与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第38号「与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第38号、与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成26年法律第76号）を受けて、平成26年度に改正された「与論町教育委員会委員定数条例」（平成27年3月13日条例第5号）の施行により、平成29年10月1日から新教育長の職は、教育委員でなくなることから、教員委員の条例定数は「2人」となっています。

新教育長の任期（3年）が始まることにより、条例定数「2人」と現委員数「3人」ということで、そごが生じることから「与論町教育委員会委員定数条例」の委員定数を「2人」から「3人」へ改正するとともに、経過措置期間中の適用条例である「与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例」を廃止するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第7 議案第39号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第3号）

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第39号「平成29年度与論町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第39号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、普通交付税4億943万5000円、民生費国庫補助金122万9000円などを追加し、特別交付税2000万円、衛生費県補助金567万8000円、財政調整基金繰入金1億4253万3000円などを減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、民生費介護保険事業費7047万1000円、衛生費塵芥処理費1790万4000円、土木費町単独改良事業費750万円などを増額し、民生費ハレルヤ保育園費551万1000円などを減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億2750万2000円を追加し、一般会計予算総額47億731万円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 教育長また町長は、議論の中で、大変わかりましたと、トートゥガナシと感謝の言葉で、いつも締めくくるのですが、私は、この補正予算自体の中身についての問題ではなくて、予算編成に関する基本姿勢、この姿勢について、お伺いしたいと思います。

前にも補正予算について質問いたしましたところ、野口議員の言うことは十分わかりますと、今後対処してまいりますというお言葉をいただきまして、私は本当に、これから変わるものだと思っておりましたところ、また同じようなことが再度出て

きましたので、申し上げたいと思います。

ここには、3こども園の園長も臨席しています。その中で、町民福祉課の担当である課長もおられます。彼の意見も聞いておきたいと思いますが、何を言いたいかといいますと、「ない袖は振れない」という言葉があります。

一応、交付税が確定したら、3保育園の保育士の先生方の賃金を決めようということで、補正で出してこられたのですが、このことは当初予算編成の課程の中で、来年度は児童は何人ぐらい入所する、そして、保育士の方々は何人ぐらい必要だということは、既に皆様方は考えておられると思います。その中で、予算編成したときに、これは交付税が決まったときに、後で補正で組んだらいいということで、当初頭出しだけしておいて、今になって補正で大きな金額をもってきたと。この予算は、本当に義務的経費なのです。保育士の先生方は、何人ぐらい必要だということは既に決まっているのです。その先生方の賃金を後で補正で組もうという考え方自体が非常に甘い、これは間違っていると私は思っています。

これは今回で2回目なのですが、こういうことは当初からある程度組んでおいて、ほかのところを削ってでもですよ、そうしていくべきだと私は思うのです。

ところで、教育長も校長もされて今現在があるのですが、町長もですよ、町長も小学校の校長もされて、保育園の園長もされていた経験があると思います。そこで頑張っておられる保育士の方々のことを考えたことはありますか。本当に、そういうことを経験した教育長や町長だとは思えませんよ、これは。

これは、本当に考えるべき問題なのです。昨今は、どういうことが言われているかといいますと、待機児童ゼロ、そして保育所の職員の職員待遇を改善しようと、これが日本国のスローガンなのです。今ワイドショーで騒いでおりますが、山尾志桜里衆議院議員が「保育園落ちた、日本死ね」こういったことを言って日本全国に広めましたね。あれは、それを言っているのです。今でもワイドショーを賑わせておりますが、そのことではなくて、私が一番申し上げたいことは、本当に現場で頑張っておられる先生方の賃金というものは生活給なのです。これを後で補正で組むから頑張ってくれやということは、これは基本的に予算編成上おかしいのではないかと私は思っています。前にもそう言いました。そしたら、町長は「感謝いたします。ありがとうございます」、教育長もそう言いました。全く変わってないではないですか。こういうことは、基本的に我々は何をなすべきかということをもっと考えなければなりません。

そこで、まず教育長から今の心境をお聞かせさせていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。大切な子供たちの教育を預かる職員

の賃金を当初予算の段階で、しっかりと組んでおいてほしいということだと思えます。まさに、そのことについては、同意見でありまして、そうあるべきだと思っています。

ただ、システム上の今回の予算の計上については、私は組んでいないので、交代があったり、辞められたり補充があつてのことではないかと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） これは、辞められた後の補充という予算ではないです。これは一こども園で何千万円という予算が補正で組まれています。これを辞められたから補充するために追加補正ということではないのです。そういうことをしっかり考えて答弁しないと。あなたも学校の校長として、職員の皆さんが頑張っているところを見たときに、やはりこれではいけないということで、職場の中の管理者としてやってこられましたでしょう。そういうことを思うときに、まさしく今現場でやっているこども園の園長さん方の頑張りようは、これをもって我が町の町長や、教育長は、どのように私たちのことを考えておられるかということは、はっきりこれでわかります。それでは、指導者として管理者として、おかしいです。最初から、自分で経験したことがあるのだから、職場の皆さんが働きやすいように、待遇の改善をしてあげる、そうすることによって我が町の未来を担う子供たちの健全な育成につながるんだと。こういうことで、現場では、今まじめに頑張っておられます。そういうことを考えないといけないと私は思いますが、町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変、今おっしゃるとおりで、予算編成上こういうことになってしまいましたが、心情としては、本当にそのとおりです。編成した予算については、説明をします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に総務企画課長に聞きたい。あなたは、町長、教育長の指導でもって、そういうふうにしたと思いますが、上司は町長ですから、そういうふうにしたと思うのですが、これではよくないですよということを町長にも、あるいはまた町民生活課長あたりから町長に言わないと、当初予算の時点で。

そういうことによってお互いが持ちつ持たれつ、ない袖は振れませんよ確かに、予算がないのに賃金を組んでくださいと言ってもできませんから、ほかの事業の、ほかの部署をある程度我慢しておいて、出てきたときにほかの事業を組めばいいではないですか。今、私が言っているのは義務的経費なのです。職員の生活がかかっていることです。こういうことを後で補正で組もうという考え方自体が間違っているということを私は申し上げたいのです。

総務企画課長、あなたはどう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） これは、こども園だけではなくて、各課全部にわたるところでされております。このことにつきましては、今、野口議員がおっしゃったとおりであると思いますので善処いたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に、今総務企画課長は間違っただけを言いました。それは確かに全課にまたがっていることは、予算書を見てわかっています。3こども園があまりにも額が大きいので指摘しているのもあって、これが間違っているとは言っていないです。だから、今回予算を編成するときは、そういう義務的経費、現時点で編成するときに予想されることではなくて、既にわかるのだから児童数も職員数も、だからある程度は、それに張りつけてからあとは、ほかのところでカバーするという形でやっていくべきだということをお願いしているのもあって、また来年も同じではだめですよ。町長どうですか、来年もまた同じことを言わせませんか、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 心して、そういうことのないように。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私は、少し細かいところだけ、1点だけ確認させてください。

30ページの教育費の保健体育費の目の1、保健体育総務費の中の賃借料、城（グスク）ゲートボール場用地整備重機借上料50万円。金額的には大した金額ではないのですが、ここはずっと直営でしなくてはいけないところなのですか。

ほかの集落のゲートボール場とか、そういったこともバランスが気になるのですが。要するに直営でしなくてはいけない理由、それからほかの集落は、どういうふうになっているのか。また、今後の考え方は、どのように考えていらっしゃるのか。説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑豊範君） お答えしたいと思います。この敷地につきましては、グスクの老人クラブの方々が作業場の前、グスクの花園の斜めの所に黒田さんの土地と、アカイさんの土地の2筆をこれまで使っていて、それをどうしてもグスクの公民館のゲートボール場として欲しいということで、山下課長が交渉をして求めたところです。

その土地につきましては、今2面になっていまして、2段に分かれているのです。

これを1つの土地にまとめようということについての予算計上です。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） いきさつはわかりましたが、私が気になるのは、ほかの集落のゲートボール場がありますよね。そういったところとの兼ね合い、ほかの所は各集落でやってもらうとか、老人クラブでもって自分たちでやりなさいというスタンスなのか。ここは、どうしても町営でしなくてはいけないという理由だと聞こえたのですが、そのあたりの考え方をしっかり確認をする意味で質問させていただきましたが、所管が違うかもしれませんが、どうですか。副町長あたりでも答えていただければありがたいと思うのですが、ほかの集落のゲートボール場との関わりです。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ゲートボール場の整備につきましては、15年ほど前から各集落の高齢者の方々から要望等もありまして、適当な土地の購入ができた分につきましては、町のほうで財産を購入して整備を進めてまいりました。

ところが、今回のグスクの場合は、町でまだ購入ができていないという段階でグスクの老人クラブに使ってもいいということで、先ほどの説明をお聞きしますと、2段になっていて使い勝手が悪いから、それを1つにして、なんとか使いやすいような形で整備をしていこうということのようですので、御理解をいただきたいと思えます。できるだけ、町で財産を取得して、町で整備をして集落で利用できることが望ましいのではないかと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 細かいことなのですが、19ページ、火葬場運営費の中に備品購入費が3件入っているのですが、この中身について、使用その他について、御説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ただいま御質問ございました火葬場運営費の中の備品購入費ですが、コンテナがございますが、これは実は消防法の中で消防の指摘を受けておまして、今の施設の炉のある近くにいろいろな物品等を収めている状況で、その指導を受けまして、それはそういう所に置いてはいけないという御指導を受けておまして、それを保管する場所や倉庫がなくて、倉庫をつくるにも苦慮しておまして、倉庫の建築等からいろいろ検討をしたのですが、なかなかうまく金額的な面とか、いろいろなことで持ってきて誰でも使えるコンテナを購入しまして、そちらに物品を収められるような体制でやりたいということで、計上させていただきました。

あとリモートアイと、レンズとございますが、これにつきましては、外付けのほ

うに煙突の状況を監視するカメラがあるのですが、それが老朽化で支障を来しているものですから、その修理等を含めたものです。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 21ページ、農業総務費の中で干害対策施設整備事業補助金というのが計上されているのですが、中身について、説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 干ばつ等との関連もございまして、ボーリング井戸を掘ったり、それに関するタンクとか、ポンプ類とか、そういったものの整備事業費です。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第40号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第40号「平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第40号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入の主なもので、国民健康保険税1906万9000円、療養給付費等交付金98万8000円、一般会計繰入金549万円をそれぞれ増額計上しています。

歳出の主なものでは、総務管理費65万4000円、保険給付費438万7000円、保健事業費100万7000円、諸支出金1950万円を増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第41号 平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長(福地元一郎君) 日程第9、議案第41号「平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長(福地元一郎君) 町長。

○町長(山元宗君) 議案第41号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入で繰越金41万3000円を増額計上しています。

歳出では、総務管理費41万3000円を増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(福地元一郎君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、平成29年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第42号 平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算

(第1号)

○議長(福地元一郎君) 日程第10、議案第42号「平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長(福地元一郎君) 町長。

○町長(山元宗君) 議案第42号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で繰越金319万3000円、一般会計繰入金6970万2000円を増額計上する一方、介護保険料5145万7000円を減額計上しています。

歳出では、総務費176万5000円、保険給付費1967万3000円をそれぞれ増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(福地元一郎君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(福地元一郎君) これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(福地元一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長(福地元一郎君) 討論なしと認めます。

これから、議案第42号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、平成29年度与論町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第43号 平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第43号「平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 議案第43号、平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既存水源調査業務委託に伴い営業費用の予算組替え及び、那間配水池流量計取替えに伴い配水施設整備費の予算組替えを行うものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 5ページの収益的支出のところで説明を求めたい。業務委託をする予定が直前に変わったということで委託が不要になったところは評価したい。一点気になるのは総係費の与論町水道ビジョン作成委託業務が取り止めになったということだが、水道ビジョンというものはどういったものか簡単に説明してもらいたい。また、今回取りやめた理由は自前で作成することになったのかビジョンそのものが不要になったのか。併せて説明を求めます。

○水道課長（竹田平一郎君） ただいまの質問について御説明いたします。当初水道ビジョンということで計画しておりましたが、ビジョンを作成するうえで水源の水量あるいは使用料の確保が大事ということで、それに組み換えすることです。

○2番（沖野一雄君） 分けて簡単に弾きたいと思います。一点目は、水道ビジョンというものはどういうものなのかということが一点、今回委託業務を取りやめた理由。自前で作成することになったのか、自前で作成することも業務委託をすることも不要になったのか、説明をお願いします。

○水道課長（竹田平一郎君） すいません、もう一度お願いします。

○副町長（久留満博君） 長期的な水道ビジョンを作成する予定だったものを水源地の

移動が1か所使えないところがあるので、次に変わる水源地の調査に切り替えたと理解している。

○2番（沖野一雄君） 予算書を見る限りでは水道ビジョンというものを業者に委託して作成する予定だったけれど、不要になったからやめましたということで400万円減額になりましたという報告なのですが、なぜ不要になったか、なぜ業務委託しないんで済んだのか確認したかったのですが、最後に確認します。水道ビジョンというものはもうつくらないわけですよ。

○水道課長（竹田平一郎君） 当初の水道ビジョンは、平成29年度で切れるものから、その10年更新ということで、また新しく考えていましたが、ビジョンを作成する前に水源地の水量、あるいは能力を確かめるのが先ということで、そのほうに組み入れた次第です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） よく理解できないのですが、水道ビジョンというからには、おそらく今後のいろいろな水源地の活用の仕方とか、あるいは水道料の料金の設定や老朽管、そういったところをどうするのかとか、非常に重要な将来計画だと思うのですが、それがなくても立派にやっていけますよということであればいいかと思うのですが、あるいはまた、先ほど聞き取れたのは、29年度で今使っているビジョンが切れるということであれば、新年度でつくらなくてはいけないかと思うのですが、そのあたり、しっかりと運営をしていただければと思います。間違いのないように、そこだけ要請しておきます。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成29年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第44号 平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（福地元一郎君） 日程第12、議案第44号「平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第44号、平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由を申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定による未処分利益剰余金の処分です。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） いつも細かいことばかりで申しわけないのですが、勉強する意味でも説明をお願いしたいと思います。

要するに、平成28年度の決算によって、未処分利益剰余金という形で8000万円余りの剰余金が生まれたということで、非常に素晴らしいことだと思います。

評価を申し上げたいと思います。

そして、そのうちの1267万円を利益積立金に積み立てると、この利益積立金というのは、調べてみますと欠損金というのが、もしあった場合には欠損金に埋める目的のみ使える積立金のようなのですが、私が説明を求めるのは、剰余金は決算の結果ですので、端数まで当然出てきます。1267万3350円という、細かいところまで計算されて積み立てていらっしゃるということは、どういう考え方になるのか、そこをお聞きしたいと思います。

といいますのは、利益剰余金のうち、もし欠損金があればそこに利益剰余金から

補填をしてから残ったお金の20分の1以上は、利益積立金に積み立てなければならないというような地方公営企業法の32条1項には載っているのです。第1項のところに。そのあたりとの関わりだと思うのですが、なぜ端数が出てくるような積み立ての方法なのかという、要するに基本的ところ、私、勉強不足でわかりませんので説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） 大変すみません。私自身勉強不足で、その辺の細かいことまで勉強してなかったのですが、後日お答えしてよろしいでしょうか。

すみません、申しわけないです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 申しわけありません。聞き取れなかったのですが、シンプルな質問だと思うのですが、総務企画課長はわかりませんか。なぜ端数まで考えて利益積立金に積み立てるのか。たぶん、基金等は利益積立金というのは、欠損金を埋める場合だけにしか使えない積立金らしいのです。確認するまでもないと思うのですが、残りは翌年度の繰り越し剰余金になっていて、結局7000万円余りは、翌29年度に繰り越されていくのですが、いずれにしろトータルではそれだけ、剰余金ですから良いことなのですが、なぜ端数の細かいところまで計算して、例えば、単純に1267万3350円ではなくて、例えば1270万円とか、そういうふうにしてもいいよな気がするのですが、なぜ端数まで細かく出しているのかというところが気になって、そこの説明を求めたのですが、わかった段階で教えていただければありがたいと思います。

質問では、もし説明できなければ以上で結構です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

8番。

○8番（野口靖夫君） 水道課長、今、東区で光ケーブルの工事をしてますよね。あの工事で業者の人が水道管を壊して、大変ひどい目にあったのは私だけではなくて、あそこの地域一帯の人がひどい目にあいまして、水道のパイプですよ。そしたら、砂が各家庭のメーター器の中にも入ってしまって、メーター器が壊れてしまっているのです。いわゆる漏水状態で、グルグル回っているのです。

今、剰余金の利益だから申し上げているのですが、ああいうところは、各家庭を回って水道料金を差し引いてあげたらいいのではないかと思います。

公共工事ではなくて、NTTの光ケーブルの工事によって、町の一帯の方に大きく迷惑をかけて、砂が入ってしまって、メーター器が壊れてグルグルグルグル一晩回ってですよ、おかげさまで水道課長が来られて、すぐ直してもらったけれども、

直した後も夜はメーターは換えられませんから、明日の朝しか換えられませんから、一晩中回っているのです。

その後、水道料金を見てびっくりしまして、僕だけのことを言っているのではないのです。その地域住民の方を代表して私は申し上げているのです。そういうところを配慮したほうがいいのではないかと思います。どう思いますか。これは町長にお聞きします。副町長でもいいですよ。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） その原因につきましては、聞いてなかったものですから申し上げられませんが、NTTの責任の部分もあるわけですね。両方協議をして、検討して、もし与論町で負担したほうがいいとなれば、そういう形でいけばいいのではないかと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、与論町は悪くないと思うのです。水道課長も悪くないです。水道課長も一生懸命して、夜来て真っ暗な中で泥まみれになってやっていただきました。要は、NTTの個人企業が与論町の下請け工事に任せて水道パイプを壊してしまったと、それで地域一帯が被害を被ったということです。これは町が悪いのではなくてNTTが悪いのです。

だけれども、お金を払うのは水道を使用している一般町民ですから、一般家庭だから、それに対する配慮とかいうのは、やはりNTTと相談する。個人ではできないから、町から相談するか、そういうところは見たほうがいいのではないかと、いうことを申し上げます。別に答えにくければいいのですが。

水道課長は、頑張ったからいいわけです。副町長、あなたはと思う。気持ちだけ聞いておきます。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 実は、我が家の近くで起きた事件でございまして、ちょうど工事の途中で水道本管を破損して、そこから空気が入るのです。そうすると水は下の地区、要するに風花地区のあの辺までずっと水が流れていったのです。一緒に若干の覆土をしてあった砂も一緒に流れていったという話をお聞きしていますが、それで洗濯をされた方々が、洗濯機の一部故障をしたりとかという話をお伺いをしました。

その後についての話は、伺っていなかったのですが、もう一度、水道課長と協議をしながらなんとか進めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、今回のことだけではなくて、今後もあり得るのだから、

そういう対策はいつでもできるように考えておいたほうがいいですよということを申し上げているのです。私が損したから町に払ってくれとか、そういうことではなくて、今後のためにもということです。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、平成28年度与論町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第45号 与論町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第45号「与論町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第45号、与論町過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由を申し上げます。

平成29年度事業を実施するうえで、過疎対策事業債の起債が受けられるようにするため、与論町過疎地域自立促進計画に対象事業を追加及び変更することとし、過疎計画書及び過疎計画参考資料（年次計画表）の変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、与論町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、与論町過疎地域自立促進計画の変更については、可決されました。

-----○-----

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（福地元一郎君） 日程第14、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を説明申し上げます。

人権擁護委員法第9条により平成29年9月30日をもって、人権擁護委員の任期を満了することになります。これに伴い、人格識見高く、広く社会の実情に通じこれまで人権擁護委員として、町民の人権問題に携わってこられた竹 真弓氏を引

き続き推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議のうえ、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（川村武俊君） 今年、高校1年生の痛ましい事がありました。この方は教育委員として御尽力されているのですが、その後どのような対策とか、そういったのはなされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 人権擁護委員の関係でお答えいたします。

先般のことにつきましては、高校の校長先生からの全容ではないのですが、学校における対応をお聞きしながら、本町としては管理職を緊急に集めまして、命の尊さに関する講話を学校で行うように検討会を行い、なお、その後に特に中学校においては、3年生、2年生までは、その子との関係があるということを踏まえて、講話の途中、あるいは学級での指導の中において反応を過度に行うような子供、あるいは学校を休みがちになっている子供が、部活動等で、あるいは養護教諭に、そのことについて、深く相談をしたりということがあった場合には、町の保健センターと結んで教育相談を受けるなり、そういったことの対応もしていこうということで、学校長のほうに指示をしまして、様子を見ていくということを全小中学校ともに行いました。

その結果につきましては、現在このようなことで、この子供との対応によって、不調を起こしたり、過度に反応したりという報告は現在のところ至っていません。以上が概要です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 私がお聞きしたのは、竹教育委員として、どのような形で参加をなされたのかということをお聞きしているのです。教育委員会として、どのようなことをしたかということをお聞きしているのではございません。

今、人権擁護委員として推薦されているのですから、この方の教育委員会としては、どのようなことをなされたかということをお聞きしているのです。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番。

○3番（川村武俊君） 一応、この方が教育委員と人権擁護委員を兼任されるのですから、この課程をどうなんですかとお聞きしているのです。だから、教育委員会とか役場のほうが、これに対してどうかと私はお聞きしているのではないです。

ですから、この方を皆さん方が推薦しているのですよね。このことに、どういう基準で推薦されたのかというを聞いているのです。

要するに、人権擁護委員と教育委員を兼ねて何も問題ないですかということをお聞きしているのです。

皆さん方のことをお聞きしているのではないです。全然案件は違いますから、このことをお聞きしています。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 勉強不足もあるかと思うのですが、教育委員と人権擁護委員を兼任してはいけないというものなのかどうなのか、そこまで考えてはいなかったのですが、人格的にも、これまでもいろいろと教育畑も経験され、また教育委員としても、今までいろいろ経験され、その経験豊富な点を鑑みて人権擁護委員としても最適ではないかということで推薦させていただいたところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もちろん私のほうも、この方が悪いとか、そういったことを言っているわけではなくて、何か問題があったときに、いろいろな形は出てこないですかと聞いているのです。要するに、教育委員と人権擁護委員を兼ねているのですから、何かあったときに大丈夫ですかということをお聞きしているのです。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 人権擁護委員の場合は、直接役場へ相談できないとか、そういった面を直接町民の方に御相談される面もあるかと思うのですが、与論町は、相談件数が少ないのかなという感じなのですが、中には深刻な事案の相談もありますので、そういった面から、むしろいろいろな人生経験を積まれている方のほうが、むしろいいのかなという私ども考えもあるところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） わかりました。課長が何かあったら責任を持つということで質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで、質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

○議長（福地元一郎君） お諮りします。本件は適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第15 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号））

○議長（福地元一郎君） 日程第15、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号））について、提案理由を申し上げます。

平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしました。

歳入としまして、財政調整基金繰入金455万円を計上しています。

次に、歳出としまして、民生費、茶花こども園費455万円を計上しています。

歳入歳出予算に、それぞれ455万円を追加し、一般会計予算総額44億798

0万8000円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成29年度与論町一般会計補正予算（第2号））は、承認することに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 日程第16から日程第22までの議案については、委員会付託の予定ですので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

-----○-----

日程第16 認定第2号 平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第16、認定第2号「平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第2号、平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項

の規定により、平成28年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） ただいま議長から総括的・大綱的に質問してくれということで、質問させていただきます。

特に、事業課であります建設課、産業振興課、総務企画課、今回は教育委員会、その3人は、よく聞いてください。

特に、決算審査特別委員会、我々はこの委員会ではなくて、環境経済建設委員会で、農家、漁民、建設業者、いろいろな方々からの意見を聴取するというので、我が委員会では進めています。そうしたところ、大綱的な質問ですので、その中で建設業者から出たことについて、全員そろっている中でお聞きしたいと思います。

建設業者というところは、3点だけ聞かせていただきます。「共通仕様書に書かれていることを遵守している」、これは建設業者が言っていることです。遵守している業者に対しての職員が監督者になるのです。それが本当に監督しているのかどうか、これが疑問であるということが、業者から出てきています。

もう1点は、交付金を延長する時がありますね。その交付金を延長する時に、なぜペナルティーがないのか。ほぼ全業者が言っています。なぜペナルティーがないのか、まじめにしている業者は、おかしいではないか。

もう1点は、何々を使いますよということで、業者は役場に申請をします。申請をしているのと全然違う資機材を使っていると。こういうことが、はっきり平成28年度は起きたと。だから、これをしっかり監督者として執行部は見ておられるだろうか、ペナルティーを付けてもらえないだろうか。我々は、まじめにやりたいと。これから公共工事、来年あたりから新庁舎を莫大な予算を使ってはじまりますよね。そうしますと、業者として責任を持って、しっかり与論町の庁舎をつくりたいと、そのためにも、しっかりした監督をしてほしいと、逆に要望されてきているのです。

そのことに関して、どうか今言いました建設課、産業振興課、あるいは教育委員会、事業箇所を持っている皆さん、これはしっかり、お互いに業者のほうから言われているのだから、我々も指摘されているのだから、「ありがとうございます」という気持ちになって必死になって監督責任をまっとうしてさせていただけないかと

いう要望ですが、どう思いますか。代表して、指名委員会の委員長であります久留副町長に聞いてみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 28年度の決算書を提出するにあたって、今、野口議員から工事関係の監督の工期の捉え方の問題、あるいは材料の承認の件ということで、3点ほど御指摘をいただいたのですが、確かに、そういった部分がございます、課長会においても、特に事業課において、その辺は確認をしております。

29年度以降の工事はもちろんですが、御指摘をいただいた時点で、今後の材料の確認とか、そういったことについては、徹底して進めているつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、確かに事業課の専門的な知識を持っていない職員が現場を当たるとい、なかなかこなせない部分も出てきますが、その辺はできるだけ技術職、建築、あるいは土木関係の専門的な知識を持った職員の採用についても、今後検討していく必要があるというのは感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 今、指名委員長からお話ございましたように、この件は業者自ら姿勢を正して、襟を正してやっていこうということですので、別に自分に仕事をくれということではなくて、ということですので、これは本当にありがたいことです。それを肝に銘じて、ぜひやっていただきたいということです。詳しいことは、今議長から言われたように、特別委員会で指示することになっておりますから、改めて詳しいことは質問していきたいと思っておりますので、心当たりのある課は、どういう答弁をしようということをしっかり考えてから特別委員会に臨んでいただきたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第17 認定第3号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第17、認定第3号「平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第3号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業

勘定)歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(福地元一郎君) 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第18 認定第4号 平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(福地元一郎君) 日程第18、認定第4号「平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(山元宗君) 認定第4号、平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成28年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(福地元一郎君) 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(福地元一郎君) これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第19 認定第5号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(福地元一郎君) 日程第19、認定第5号「平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第5号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 決算認定の個別の時に質問すればよろしいのですが、全体的なということで、非常に重要な部分を1点だけ確認したいと思います。

歳入を見てみますと、分担金負担金、一番ここが重要だと思うのですが、収入未済額、今年は401万3700円、収入未済として残りましたということで、確か昨年度、平成27年度の決算では、445万8853円でしたが、執行率は今年は1441.9%という率で、かなり努力の跡が見られます。前年度、例えば徴収率で見ましても、今年は33%でしたが、確か平成27年は2%みたいな非常に少ない数値で努力の跡が見られますので、そこは評価申し上げたいと思いますが、どのような努力をされたのか。

また、今年29年度以降も引き続き、なお一層頑張ってください徴収率を上げる努力をしていただきたいと思いますが、そのあたりの考え方を課長にお答えをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 竹田水道課長。

○水道課長（竹田平一郎君） ただいまの質問について、お答えいたします。

確かに未収分の徴収は大変でしたが、3カ月以上の滞納者につきましては、徴収員を配置しまして、決められた日に徴収をしています。

29年度に対しましても、28年度に変わらず努力していきたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第20 認定第6号 平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第20、認定第6号「平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第6号、平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 認定第7号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第21、認定第7号「平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第7号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議され認定していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第 2 2 認定第 8 号 平成 2 8 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 2、認定第 8 号「平成 2 8 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第 8 号、平成 2 8 年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、平成 2 8 年度の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

御審議のうえ認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

次に進みます。

-----○-----

日程第 2 3 特別委員会設置及び委員の選任について

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 3「特別委員会設置及び委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。

認定第 2 号から認定第 8 号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、野口靖夫君、林 隆壽君の 8 人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第 2 号から認定第 8 号については、遠山勝也君、沖野一雄君、川村武俊君、林 敏治君、高田豊繁君、町 俊策君、野口靖夫君、林 隆壽君の 8 人の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査するこ

とに決定しました。

これから、委員長及び副委員長を互選していただきます。

暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 4 3 分

再開 午後 2 時 4 5 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

委員長に高田豊繁君、副委員長に野口靖夫君、以上のとおりですので、報告を終わります。

-----○-----

日程第 2 4 同意第 1 0 号 教育長の任命について

○議長（福地元一郎君） 日程第 2 4、同意第 1 0 号「教育長の任命について」同意を求めの件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第 1 0 号、教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

教育長の任期は、平成 2 9 年 9 月 3 0 日で任期満了となります。

つきましては、町岡光弘氏を引き続き教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議され、同意していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第 1 0 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第10号、教育長の任命について、同意を求める件を採決します。
この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第10号、教育長の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、9月22日、本会議であります。日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時18分

平成29年第3回与論町議会定例会

第 2 日

平成29年9月22日

平成29年第3回与論町議会定例会会議録
平成29年9月22日（金曜日）午後3時29分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

- 第1 議案第37号 与論町いじめ問題調査委員会条例
- 第2 議案第38号 与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第46号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）
- 第4 認定第2号 平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第3号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第4号 平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第5号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第6号 平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第7号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第8号 平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について
- 第11 陳情第5号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第12 発議第1号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議
（高田豊繁ほか2人提出）
- 第13 議員派遣の件
- 第14 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会

2 出席議員（10人）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 遠山勝也君 | 2番 沖野一雄君 |
| 3番 川村武俊君 | 4番 林敏治君 |
| 5番 高田豊繁君 | 6番 町俊策君 |
| 7番 大田英勝君 | 8番 野口靖夫君 |

9番 林 隆 壽 君

10番 福 地 元一郎 君

3 欠席議員 (0人)

欠員 (0人)

4 地方自治法第121条による出席者 (18人)

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長	武 東 真奈美 君	税 務 課 長	徳 田 康 悦 君
町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	田 畑 博 徳 君
農業委員会事務局長	野 口 芳 徳 君	産 業 振 興 課 長	町 島 実 和 君
商工観光課長	山 下 哲 博 君	建 設 課 長	大 角 周 治 君
教育委員会事務局長	田 畑 豊 範 君	教育委員会生涯学習課主幹兼係長	大 馬 福 徳 君
水 道 課 長	竹 田 平一郎 君	与論こども園長	富 千加代 君
茶花こども園長	阿 多 とみ子 君	那間こども園長	池 畑 あけみ 君

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君

書 記 喜 村 一 隆 君

開議 午後 3 時 2 9 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第 3 7 号 与論町いじめ問題調査委員会条例

日程第 2 議案第 3 8 号 与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第 1、議案第 3 7 号「与論町いじめ問題調査委員会条例」及び日程第 2、議案第 3 8 号「与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。5 番。

○総務厚生文教常任委員長（高田豊繁君） 委員長報告。総務厚生文教常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました議案第 3 7 号「与論町いじめ問題調査委員会条例」、議案第 3 8 号「与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 1 5 日（金）午後 2 時から全委員出席のもと防災センター 1 階で開催し、町岡光弘教育長、田畑豊範教育委員会事務局長の参与のもとに、主旨説明を求めた上で審査いたしました。

議案第 3 7 号については、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 2 8 条第 1 項に規定されたいじめ問題における重大事態が発生した際の事態に対処し、本町教育委員会がとるべき措置、その他事項について調査審議するため、同法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき「与論町いじめ問題調査委員会」を設置するものであり、適当であるという結論に至り、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 8 号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号、同 2 7 年 4 月 1 日施行）に基づき、教育長は、教育委員の定数外となり、平成 2 7 年 4 月 1 日から教育委員の定数は 2 人となっておりますが、平成 2 7 年 8 月の第 1 回教育会議において、新教育長制度への円滑な移行や、教育長の事務遂行の適切なチェック機能の強化及び男女共同参画社会の構築を図る等の観点から、「与論町教育委員の定数条例の一部を改正する条例（平成 2 8 年 3 月 1 0 日制定、同 4 月 1 日施行）」によって、平成 2 8 年 1 0 月 1 日付けで女性委員 1 人が就任しております。

今般、新教育長の専任設置とあわせ「与論町教育委員の定数条例」（平成 1 6 年 1 0 月 1 日条例第 1 8 号）の教育委員定数 2 人を 3 人に改正するとともに、経過措置期間（教育長の任期期間）の適用条例であった「与論町教育委員の定数条例の一

部を改正する条例」は廃止することとするものであり、当委員会は、これを適当とし全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第37号、与論町いじめ問題調査委員会条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号、与論町いじめ問題調査委員会条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第37号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、与論町いじめ問題調査委員会条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号、与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第38号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第46号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）

○議長（福地元一郎君） 日程第3、議案第46号「平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第46号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）につきましては、このたび予定されている行幸啓関連予算となっています。

歳入としまして、財政調整繰入金645万円を計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、土木費、道路維持費600万円を計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ645万円を追加し、一般会計予算総額47億1376万円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） ある程度この補正予算の中身はわかりませんが、副町長、この中身をもうちょっと詳しく、ある程度わかる範囲内でいいですから、説明していただけますか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今回の件にあたりまして、一部県道の補修は部分的になされるようです。町道につきましては、特に凸凹がひどい所が数箇所あったのですが、建設課のほうで、それを業者とか期間が決まっていますので、打診をしましたところ、どうしても工期的にとれないということもございましたので、なんとかコースとして決まりましたら、そちらのほうの町道部分の白線をきれいに引いて、道路環境、安全面を中心にしながら補修したいということです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長、大体そうだとは思っていますが、以前天皇が来島されるということで、我々やりましたよね、元井さんが総務企画課長の時、何が言いたいかといいますと、県からの交付金とか補助金、それもひとつ頭の中に入れて、請求は後になると思いますが、そういうことも考えながら予算措置を考えてい

ったほうがいいのではないかとということで、私は今質問をしているのです。そこで、総務企画課長がどういう取り組み方をされるのか聞かせてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

この行幸啓に関する予算につきましては、一般財源で全て措置するという事です。9月に特別交付税のヒアリングがあったのですが、その際に行幸啓があるというお話をしまして、特に特別交付税としてお願いをしました。それは、12月に再度調査に入るとということで御理解いただいておりますが、ただ、県からは、全国的に災害、豪雨とか、そういったことが多い年であるので、全て満額対応できるかどうかは、何とも言えませんと、国には特別交付税として申請すると、町から申請して、県からも国に申請するという事で進めています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 最後に、私もそうだと思うのです。あまり期待はできないと思いますが、しっかり財政担当者として県にもの言えるように取り組んでいたほうが、今から準備していたほうがいいのではないかとということで、その趣旨で質問したのです。ひとつ頑張ってください。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

7番。

○7番（大田英勝君） これに関連してなのですが、ピカーヌパンタの大きな看板がありますよね、上った所の石仁のちょっと手前に、県の看板ですが、あれが青のりみたいなのがついて見苦しくなっているので、こういった時に、できれば県にお願いするなりして、少しきれいにできればと、最近ちょっと気になったものですから。

それとあわせて、主な看板とか、いろいろな立て札、そういったものも特別に汚れているようなところは、錆（さび）とかは仕方がないとしても、拭けば、洗えば落ちそうなものは、きれいにしてお迎えができればと感じましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 中には看板も個人で設置した分、要するに営業関係で設置した部分、あるいは町で設置した部分、いろいろありますので、関係者と協議をして、早急に対応していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 4 認定第2号 平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 認定第3号 平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第4号 平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第5号 平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第6号 平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第7号 平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第8号 平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第4、認定第2号「平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第10、認定第8号「平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定について」までの7件を一括議題とします。

決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配りました委員会審査報告書のとおりであります。

これから、認定第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

認定第2号、平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、平成28年度与論町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第3号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度与論町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度与論町と畜場特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第5号、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第5号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度与論町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第6号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度与論町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第7号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度与論町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第8号、平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。

お諮りします。認定第8号は、委員長の報告のとおり、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度与論町水道事業会計収入支出決算については、認定することに決定しました。

ここで、決算審査特別委員長の発言を許します。

5番。

○決算審査特別委員長（高田豊繁君） それでは、議長から指名がございましたが、決算審査の結果につきまして、意見を申し上げたいと思います。

このことについては、議長から執行機関の長に申し入れてくださるようお願いいたします。

意見1 美ら島づくり植栽事業や海岸漂着物対策事業については、自治公民館等団体への業務委託ができるか検討して推進に努めること。

2 給食センターの運営にあたり、給食の食材については、パン食から米食への転換を推進しつつ、引き続き食材の地産地消に努めること。

3 各学校のウォータークーラーについては、学童の保健環境の面から必要な

設備であります。故障のままの放置状況も見受けられるので、早急に調査し、設備の復旧や必要な箇所への補充整備を行うこと。

- 4 旧清掃センターの解体整理や跡地利用計画は未定とされておりますが、景観や危険性対策の面からも煙突については、早急に撤去するよう努めること。
- 5 教職員の住環境整備については、いまだ不十分な部分があると見受けられるので、随時実態調査を行い適切な改修整備を図ること。
- 6 各会計の不納欠損処分は、納税者全体の理解が得られるよう、法的に適切な事務処理を行うこと。
- 7 敬老バスの利用率向上対策に努めること。
- 8 自殺予防対策については、教育委員会とも連携し実効性の高い施策配慮を講じること。
- 9 天皇皇后両陛下の行幸啓に際しては、多面的機能支払交付金事業を活用し、各自治公民館で早急なる植栽等の景観美化推進に取り組むこと。
- 10 町内に増繁殖しているギンネムをラブセンターの原料資材として有効活用できるか検討し、センターへの持ち込み原料については、買い入れ制度等を導入するなど、出荷製品の増産拡充に努めること。
- 11 道路維持管理作業における伐採樹木の廃棄等については、地権者等から苦情が出ないような廃棄処理を行うこと。
- 12 一般会計歳出決算額の不用額が総額2億円余り計上されておりますが、不用と判断した時点で補正等を行い他の事務事業の財源に充当するなど、効率的な予算執行に努めること。
- 13 与論町観光リバイバル推進事業による「観光物産館ヨロン海の駅」の設計が終わっているようですが、今後の計画については、慎重に進めること。

以上であります。

○議長（福地元一郎君） ただいま決算審査特別委員長から申入れのあった決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として執行機関の長に申し入れることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員会審査報告書に付されている意見は、本議会の意見として、執行機関の長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第11 陳情第5号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択

を求める陳情（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第11、陳情第5号「高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

5番。

○総務厚生文教常任委員長（高田豊繁君） それでは、委員長報告を行います。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第5号「高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情」について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、9月15日（金）午後2時40分から全委員出席のもと防災センター1階会議室で審査いたしました。

陳情第5号は、本年7月28日に経済産業省から、高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設ができる可能性のある地域を示した「科学的特性マップ」が発表され、その中で喜界島を除く奄美群島全体が対象地となっていることから、平成29年8月24日付けで奄美の自然と平和を守る郡民会議議長から当該事項に関する決議の採択を求める陳情であります。当委員会は、陳情の趣旨に全委員が賛同し、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第5号、高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号、高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情について採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議の採択を求める陳情は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第12 発議第1号 高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議

○議長（福地元一郎君） 日程第12、発議第1号「高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） 発議第1号。

平成29年9月22日。与論町議会議長、福地元一郎殿。

提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫。賛成者、与論町議会議員、大田英勝。

高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議。

上記の議案を別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月22日。与論町議会議長、福地元一郎。

提案理由、高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設ができる可能性のある地域を示した日本地図「科学的特性マップ」が去る7月28日に公表され、該当地区は、全国で900自治体あり、奄美群島全体は喜界島を除く全域が候補に挙げられたことから、島民は不安に感じているところであります。

近年奄美群島は、生物多様性の地域として脚光を浴び、世界自然遺産登録も間近であります。我が島も国立公園の指定を受け、亜熱帯の動植物やエメラルドグリーンの澄み切った海が島外から観光客を呼び込んでいます。

島民は、豊かな自然と向き合いながら、農業や漁業、観光業で生計を立てており、放射性廃棄物を地下に埋めることは、末代の子孫のことを考えると到底許せない事案であります。

よって、本議会において、高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否することを表明するため、決議しようとするものであります。

高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場ができる可能性のある地域を示した日本地図「科学的特性マップ」が去る7月28日に公表され、火山や活断層が周囲になく、海岸から20キロの範囲にある該当地区は、全国で900自治体あり、奄美群島は喜界島を除く全域が候補に挙げられたことから、島民は不安に感じている。

隆起サンゴ礁の我が島は、山という高地もなく標高もせいぜい97メートルで、

周囲23キロの小さな島であり、「放射能が、人体に影響がないレベルまで下がるには、数億年から10万年かかる」とする専門家の見方や、「放射性廃棄物の管理は地下300メートルの深層に埋める」などの現時点の処理方法は全く適合しないと判断するものである。また、近年の台風の大型化や「五十年に一度の大雨」の多発など、小さな島は、自然災害に身動きのできない状況であり、この以上の負荷は考えられない。

近年奄美群島は、生物多様性の地域として脚光を浴び、世界自然遺産登録も間近である。我が島も国立公園の指定を受け、亜熱帯の動植物やエメラルドグリーンの澄み切った海が島外から観光客を呼び込んでいる。島民は豊かな自然と向き合いながら、農業や漁業、観光業で生計を立てており、放射性廃棄物を地下に埋めることは、末代の子孫のことを考えると到底許せない事案である。

よって、本議会は、「高レベル放射性廃棄物等の持ち込み」の事業で新たな負担を一方向的に課すことがないよう断固拒否するものである。

平成29年9月22日。与論町議会。

よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議を採

決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号、高レベル放射性廃棄物等の持ち込みを拒否する決議は、決議することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第14 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第14、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 沖野 一雄

与論町議会議員 町 俊策